



Photo by KAZ Kuroki



Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture



宮崎県立 西都原考古博物館年報

2015(平成27)年度

2016年6月

宮崎県立 西都原考古博物館
Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture

企画展 I 「文字が伝えたもの～宮崎県出土考古資料にみる文字と心～」

2015年4月25日(土)～6月21日(日)



特別展「生目・西都原・新田原～日向における古墳時代の首長墓系譜を読む～」

2015年7月18日(土)～9月13日(日)



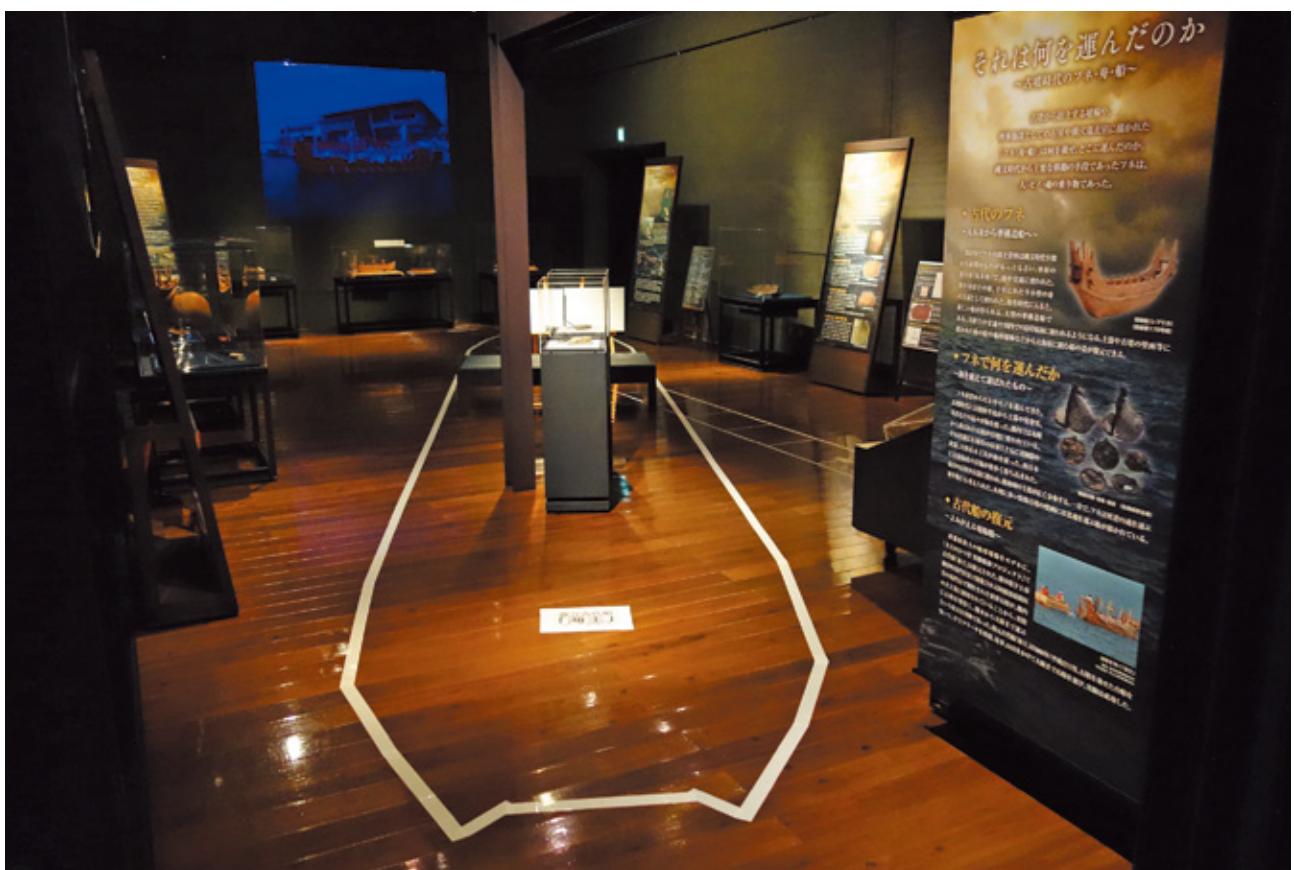
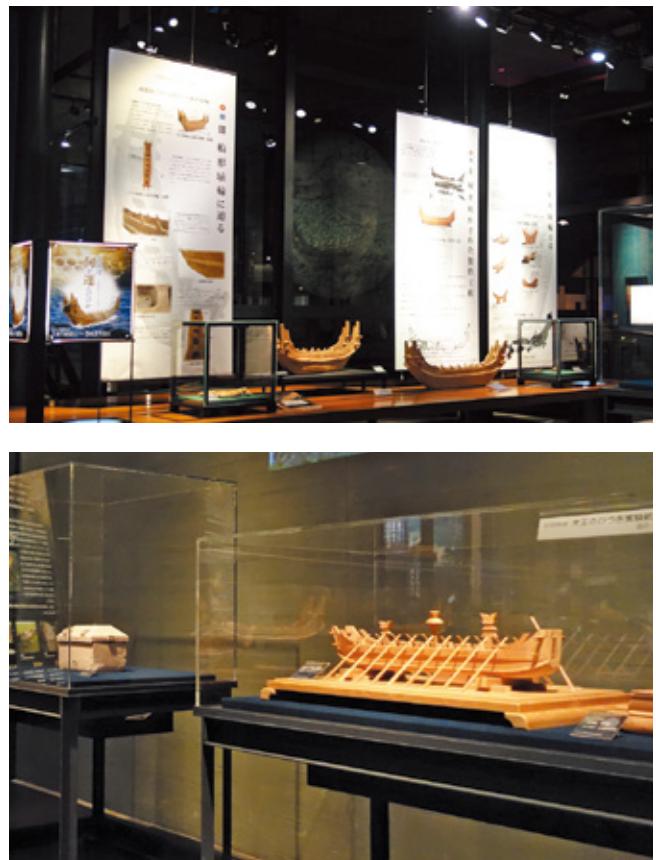
国際交流展「美と技と祈り～台湾原住民の植物利用と南九州人の軽石利用～」

2015年10月3日(土)～11月29日(日)



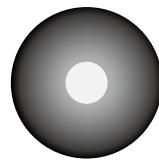
企画展Ⅱ「それは何を運んだのか～古墳時代のフネ・舟・船～」

2016年1月16日(土)～3月21日(月)



2015(平成27)年度

宮崎県立西都原考古博物館年報



Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture



2016年6月

宮崎
県立 西都原考古博物館
Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture

例　　言

- 1.本書は、2004(平成16)年4月17日に開館した宮崎県立西都原考古博物館の2015(平成27)年度一年間の足跡をまとめたものである。組織及び事業の詳細など、当館の活動を広く周知いただき、博物館活動への一層の理解と協力を得る一助ともすべく刊行するものである。
- 2.本書の執筆は、館職員で分担し、文責は文末に明記した。編集は、学芸普及担当主査 谷口晴子が行った。
- 3.表紙写真は、黒木一明氏の撮影による。

目 次

I	県立西都原考古博物館の概要	
1	沿革	1
2	基本理念	2
3	組織	2
4	施設	3
5	宮崎県博物館協議会	4
II	活動総括	5
III	利用状況	
1	施設利用状況	7
2	資料収集	8
3	館内資料利用及び貸出状況	9
IV	事業報告	
1	特別展、企画展、その他の展示	
(1)	企画展 I 「文字が伝えたもの～宮崎県出土考古資料にみる文字と心～」	11
(2)	特別展「生目・西都原・新田原～日向における古墳時代の首長墓系譜を読む～」	11
(3)	国際交流展「美と技と祈り～台湾原住民の植物利用と南九州人の軽石利用～」	11
(4)	企画展 II 「それは何を運んだのか～古墳時代のフネ・舟・船～」	12
(5)	その他の展示	
•	collection gallery 展 I 「西都原の勾玉は何を語るのか」	12
•	collection gallery 展 II 「縄文時代の植物利用～土器に残された編み・織りの技術～」	12
•	collection gallery 展 III 「船形埴輪に迫る」	13
•	collection gallery 展 IV 「日向の駒」	13
2	国際交流事業	13
3	教育・普及事業	14
4	考古博物館少年団	15
5	博物館実習・職場体験・インターンシップ	15
6	考古博物館資料整備事業	15
7	世界遺産調査研究事業	16
8	甦れ！古代ロマン復元住居再生事業	17
9	ICT を活用した西都原考古博物館魅力発信事業	18
10	西都原古墳群調査整備活性化事業	18
11	特別史跡西都原古墳群保存整備事業	18
12	博物館運営支援業務（NPO 法人 i さいと）	19
13	刊行物	21
14	各職員の研究・活動等記録	22
V	関係法規等、その他	
1	条例、規則等	25
2	各種様式	33
3	利用案内	42

世界文化遺産登録を目指して

宮崎県立西都原考古博物館の運営に対しましては、日頃より県内外の多くの皆様方から御協力、御支援をいただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

特別史跡西都原古墳群に臨む宮崎県立西都原考古博物館は、豊かな自然環境と優れた歴史的文化的景観を誇る西都原古墳群と一体となったフィールドミュージアムとして、「考古学を通じ、過去を知り、今を認識し、未来を創造する活力を築く博物館」を基本理念に、調査・研究、史跡の保存整備、資料の収集・展示、古代生活体験館での体験活動、教育普及活動、古代における大陸と南九州の文化交流を検証するための国際交流事業など、幅広い活動を行ってまいりました。特別展や企画展の開催において、多くの方々に御来館いただきましたことに改めてお礼を申し上げます。

西都原古墳群は、『古事記・日本書紀』の建国神話の舞台となった「日向」の地にあり、畿内王権とのつながりを示す前方後円墳と南九州独特の「地下式横穴墓」などが共存し、国家形成に重要な役割を果たしたことがうかがわれ、現在に至るまで、歴史的文化的景観が保全され、古墳時代の原風景が残されております。宮崎県では記紀編さん1300年記念事業の中で、「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳文化」として世界文化遺産登録を目指す取組を行っているところであり、当館としましては、古墳群のさらなる調査研究や、西都市を始めとする周辺市町や南九州、韓国や台湾など東アジア世界と連携しながら古代日向の解明を行い、世界へ発信していくことが重要であると考えております。

今後も西都原に止まらず、宮崎県、南九州、さらには東アジア的視野に立って、人々の生きた証を見つめる「人と歴史の博物館」を目指してまいります。

ここに2015（平成27）年度の取組と成果について、年報という形で御報告させていただきます。皆様方のなお一層の御指導と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

2016（平成28）年6月

宮崎県立西都原考古博物館
館長 田 方 浩 二

I 県立西都原考古博物館の概要

1 沿革

1994(平成 6)年4月	「西都原古墳群保存整備検討委員会」を設置
1994(平成 7)年3月	「西都原古墳群保存整備活用に関する基本計画」を策定
1996(平成 8)年3月	「西都原古墳群及びその周辺地域整備構想」を策定
1998(平成10)年3月 11月	「西都原古墳群及び周辺地域整備アクションプログラム」を策定 自治省リーディング・プロジェクト事業「西都原古墳群及びその周辺地域整備プロジェクト」の採択
1999(平成11)年3月 4月	「西都原古墳群及びその周辺地域整備プロジェクト」を策定 西都原資料館再編整備検討委員会及びワーキンググループ設置
5月	西都原資料館再編整備検討委員会を開催
7月	「西都原資料館再編整備基本構想及び基本計画」を策定
11月	基本設計を契約
2000(平成12)年7月	展示室ディスプレイ等の実施設計を契約
2001(平成13)年2月	建物の実施設計を契約
2002(平成14)年3月	建物の建築工事を契約、着工（3月12日）
2003(平成15)年8月 9月	竣工（8月27日） 県立西都原考古博物館条例が県議会で可決
11月	県立西都原考古博物館条例施行（11月1日）
	機関設置、職員発令（11月1日 館長他10名）
2004(平成16)年4月 11月	開館記念式典（4月16日） 開館（4月17日）
	開館記念特別展「遺物たちの帰郷展」開催（～6月20日）
6月	天皇皇后両陛下ご視察（4月25日）
10月	財団法人日本博物館協会加入（6月21日）
	九州博物館協議会加入（10月6日）
2008(平成20)年1月 12月	韓国国立中央博物館考古部との学術文化交流協定締結（1月11日） 韓国国立中原文化財研究所との学術文化交流に関する約定書締結（12月10日）
2013(平成25)年1月 12月	累積入館者数100万人を達成（1月20日） 台湾新北市立十三行博物館との学術文化交流協定締結（12月23日）
2014(平成26)年4月 11月	開館10周年記念式典（4月18日） 韓国国立羅州博物館との学術文化交流協定締結（11月14日）

2 基本理念

(1) 博物館事業理念

『未来日向の創造』

宮崎県立西都原考古博物館は、考古学を通じ、過去を知り、今を認識し、未来を創造する活力を築く博物館です。私たちは、それらの実現のために組織一体となって、協働していきます。

(2) 施設コンセプト

- 利用者と共に成長（常新）する博物館
- 利用者一人一人のための博物館
- 次代を担う人材育成に寄与する博物館

(3) 建築コンセプト

西都原古墳群の景観と歴史的背景をもとに、現在の自然や地形の保存を心がけ、南九州独特の「柄鏡形前方後円墳」の平面形をモチーフとして計画したものである。展示室は、自然の土の中に埋め戻し、そこへ導くエントランス空間は、景観を乱すことなくランドマークとしての入り口を明示する建築形態とした。外壁は、歴史的景観に配慮し、鬼の窟の横穴式石室を思わせる石貼りと、コンクリート打ち放し仕上げについては「つた」をはわせ、周りの自然と調和した景観となるようにしている。

(4) シンボルマーク



西都原考古博物館のシンボルマークは、様々な対比を表している。

「●」と「■」、「赤」と「青」という究極のシルエットが対峙する構図を基本とする。

どの時代の人も必ず直面する「生と死」、日々の生活の舞台である「大地と大空」、「光と影」、「火と水」、「動脈と静脈」、「北と南」、「東と西」など様々な対比である。

西都原考古博物館のシンボルマークは、様々な対比を表している。「●」と「■」、「赤」と「青」という究極のシルエットが対峙する構図を基本とする。どの時代の人も必ず直面する「生と死」、日々の生活の舞台である「大地と大空」、「光と影」、「火と水」、「動脈と静脈」、「北と南」、「東と西」など様々な対比である。

古代においては、政治的連合の証である前方後円墳をはじめとする「高塚古墳」と、地下を志向した南九州独特の墓制である「地下式横穴墓」という対比があり、中央を標榜する「畿内社会」と、辺境と見なされた「南九州社会」の対比がある。

二つのシルエットの対比によって、見る人それぞれのイメージ世界との対比と交感を象徴している。

3 組織

〈2016(平成28)年度〉

2016(平成28)年4月1日現在

館 長	田方 浩二
副館長	長友 順子
【管理担当】	
担当リーダー	副主幹 長谷 文恵
	主査 池田 隆之
	主任主事 平田 利恵
【学芸普及担当】	
担当リーダー	副主幹 東 憲章
	主査 田中 敏雄
	主査 堀田 孝博
	主査 藤木 聰
	主査 谷口 晴子
	専門主事 永友 良典
	主任主事 沖野 誠

〈2015(平成27)年度〉

館 長	入倉 俊一
副館長	長友 順子
専門主幹	清野 勉

【管理担当】

担当リーダー	副主幹 金丸 昌生
	主査 池田 隆之
	主任主事 平田 利恵

【学芸普及担当】

担当リーダー	副主幹 東 憲章
	主査 田中 敏雄
	主査 堀田 孝博
	主査 藤木 聰
	専門主事 永友 良典
	主任主事 沖野 誠

4 施 設

(1) 名 称	宮崎県立西都原考古博物館
(2) 所在地	宮崎県西都市大字三宅字西 都原西 5670 番
(3) 設置年月日	2003(平成15)年11月1日
(4) 開館年月日	2004(平成16)年4月17日
(5) 敷地面積	90,122.25m ²
(6) 建 物	
①建築面積	2,334.45m ²
②延床面積	6,678.63m ²
③構 造	鉄筋コンクリート造 4階建 (地下1階、地上3階)
④居室別面積	
展示室	1,355.63m ²
収蔵展示室	18.00m ²
第1 収蔵庫	139.83m ²
第2 収蔵庫	170.07m ²
第3 収蔵庫	148.83m ²
重要物収蔵庫	25.32m ²
機械室(大)	236.70m ²
機械室(小)	43.78m ²
エントランス	197.42m ²
ホール	325.90m ²
講師控室	14.48m ²
救護室	11.63m ²
館長室	36.00m ²
副館長室	20.25m ²
事務室・研究室	189.91m ²
応接室	43.99m ²
情報処理室	36.00m ²
保存処理室	66.00m ²
資料保管室	15.75m ²
整理室	49.69m ²
セミナー室	99.82m ²
トラックヤード	49.72m ²
情報利用コーナー	21.90m ²
閲覧室	86.15m ²
図書室	66.00m ²
展望ラウンジ	133.92m ²
その他	3,075.94m ²
(ロビー・階段・通路等)	

(7) 構成施設

西都原古代生活体験館

①建築面積	941.68m ²
②延床面積	1,014.23m ²
③構 造	木造平屋一部 2階建
④棟別面積	
セミナー棟	571.94m ²
古代構法棟	315.93m ²
渡り廊下棟	99.36m ²
古代住居	27.0m ²

(8) 関連施設

西都原古墳群遺構保存覆屋

①建築面積	1,394.00m ²
②延床面積	1,394.00m ²
③構 造	鉄筋コンクリート造 木造平屋一部 2階

13号墳内部主体見学施設

①建築面積	22.89m ²
②延床面積	22.89m ²
③構 造	鉄骨造平屋
4号地下式横穴墓保存見学施設	
①建築面積	21.24m ²
②延床面積	21.24m ²
③構 造	鉄骨造平屋

5 宮崎県博物館協議会

県条例に基づき、宮崎県総合博物館と宮崎県立西都原考古博物館の運営に関し、教育関係者・有識者等で構成された委員が、各館長の諮問に応ずると共に、各館に対して意見を述べる機関である。

(1) 宮崎県博物館協議会委員

任期：2014（平成26）年7月29日～2016（平成28）年7月28日

(区分別)

区分	氏名	役職名等	専門
学校教育関係者	岡村夫佐	都城市立明和小学校長(県校長会代表)	小中学校
	西立野康弘	県立大宮高等学校長(県立学校長協会代表)	県立学校
	堀田由美子	尚学館小学校長(私立学校代表)	私立学校
	米良郁子	新富町教育長(市町村教育長連絡協議会代表)	教育行政
	吉村久美子	元宮崎学園短期大学附属清武みどり幼稚園長	幼稚園
社会教育関係者	高橋博	元宮崎県社会福祉協議会副会長	福祉
	浜砂澄子	宮崎県地域婦人連絡協議会副会長	婦人団体
家庭教育関係者	林田玲子	元宮崎県PTA連合会副会長	P T A
学識経験者	金子弘二	宮崎大学名誉教授	地質
	柴田博子	宮崎産業経営大学法学部教授	歴史
	出口智久	フェニックス自然動物園長	動物
	豊島美敏	みやざき観光コンベンション協会専務理事	観光
	前田博仁	宮崎県民俗学会副会長	民俗
	八ッ橋寛子	宮崎大学教育文化学部准教授	植物
	柳澤一男	宮崎大学名誉教授	考古

※役職名は2015(平成27)年8月28日現在(区分毎に五十音順)

(2) 開催状況

期日：2015（平成27）年8月28日（金）

会場：宮崎県立西都原考古博物館 1階ホール

議題：①平成26年度県総合博物館及び県立西都原考古博物館事業報告

②平成27年度県総合博物館及び県立西都原考古博物館事業計画

③総合博物館評価について

④その他

【参考】 会議終了後、特別展「生目・西都原・新田原

～日向における古墳時代の首長墓系譜を読む～」見学

II 活動総括

1 学芸普及担当

開館12年目となる2015（平成27）年度は、次の時代に向けた第1歩であり、これまでに培った実績を踏まえ、新たな試みにもチャレンジした年であった。

展示

当館の展示は「常新展示」の考え方の下、大小合わせて年7～8回の展示会を行っている。企画展は県内資料を中心に構成し、年2回実施している。2015年度は、企画展I「文字が伝えたもの～宮崎県出土考古資料にみる文字と心～」、企画展II「それは何を運んだのか～古墳時代のフネ・舟・船～」を開催した。

特別展は県外資料を含めて構成し、年1回実施し図録を作成する。2015年度は、「生目・西都原・新田原～日向における古墳時代の首長墓系譜を読む～」を開催した。

国際交流展は海外資料も含めて構成し、年1回実施し図録を作成する。2015年度は、「美と技と祈り～台湾原住民の植物利用と南九州人の軽石利用～」を開催した。これは、当館と学術文化交流協定を締結している台湾新北市立十三行博物館との共催で行った。

コレクションギャラリー展は館蔵資料により構成し、年4回実施する。2015年度は、①「西都原の勾玉は何を語るのか」、②「縄文時代の植物利用～土器に残された編み・織りの技術～」、③「船形埴輪に迫る」、④「日向の駒」を開催した。これは、日常的な資料管理などの館業務の中での「気づき」から問題点を抽出し、小展示を行うことで企画展・特別展へとつながるテーマに発展させることを目的としたものである。

その他、2015年度は当館所蔵資料を海外に持ち出しての展示会を開催した。これは当館初の試みである。台湾新北市立十三行博物館において開催した「晴天之國 神話之郷 日本宮崎県立西都原考古博物館収蔵文物特展」で、2016年1月13日～3月13日まで実施した。宮崎県の自然や風景、神話、そして古墳時代を中心とした考古資料の展示を行った。

調査研究

調査研究は博物館活動の根幹である。当館においては、西都原古墳群をはじめとする県内主要古墳の地中レーダー探査や、鉄製品や古人骨、土器・石器類など収蔵資料の調査研究を行っている。これは、館職員のみならず、外部研究者との連携を図りながら進めている。その成果については、研究紀要や調査報告書

に掲載するほか、展示に反映させている。

2015年度から新たに取り組んだ事業として「14県連携古代歴史共同研究事業」がある。これは、記紀神話に縁のある奈良・島根・宮崎・和歌山・三重の5県を中心に構想され、その後全国的な取り組みとするべく14県に拡大してスタートしたものである。テーマは「古墳時代の玉類」で、各県の資料の集成とテーマに沿った共同研究を行い、2018年度に成果のまとめと展示会を予定している。

古墳群の保存整備

2014年度より「西都原古墳群調査整備活性化事業」(5か年計画)を実施している。

発掘調査では、昨年度に引き続き第3支群の265号墳(船塚)の調査を行い、今年度は後円部墳頂平坦面の大正調査坑を完堀した。

また、第2支群の101号墳の発掘を行った。前方後円墳である100号墳に隣接する小規模円墳と認識されてきたが、数年前に実施した地中レーダー探査にて方墳である可能性が指摘されていた。調査の結果、方墳であることが判明したほか、女狭穂塚の陪塚である171号墳と共通する形象埴輪が樹立していたことが明らかになった。埴輪を破却したかのような痕跡も確認され大きな注目を集めた。

陵墓参考地周辺の調査では、地中レーダー探査で確認された女狭穂塚の第2周堀について、前方部前面と後円部北西の2カ所でトレンチ調査を行った。それぞれ第2周堀(外堀)の端部を検出した。

復元整備工事では、葺石の露出公開をしてきた100号墳の再整備(埋め戻し)を行った。昨年度の後円部に続き、前方部及び周堀部を施工し、保護土の盛土成形後に芝貼りと周堀部への砂利石敷きによって工事は完了した。

国際交流

現在当館では、台湾・韓国の博物館と学術文化交流協定を締結している。台湾新北市立十三行博物館(2013年12月協定締結)と、韓国国立羅州博物館(2014年11月協定締結)である。相互の人的交流・共同研究・展示会の開催などを行っている。

具体的には、4月に新北市考古生活フェスティバルに参加し、秋の国際交流展の準備を兼ねて台湾を数回訪問した。韓国においては、次年度の国際交流展に向けて、資料の選定のために羅州を訪問し、周辺施設も含めて調査を行った。

また、10月と11月には、それぞれ台湾十三行博物館と羅州博物館からの来訪を受け、宮崎県内をはじめ九州国立博物館や佐賀県吉野ヶ里遺跡などで共同調査を行った。

学校教育との連携

当館では、学校教育との連携を推進するため、教職員への働きかけを行っている。夏休みを利用した教員向け講座「授業で活かせる考古学」や小・中学生対象の体験・実験講座「考古学って楽しい！」の開催などである。

また、学芸員を目指す大学生の博物館実習や、大学・高校・中学からのインターンシップや職場体験等も受け入れた。

古代生活体験

古代生活体験館は、古代に生きた人々の知恵と工夫を学び、道具を使った製作体験を行うことで生きる力を育むことを目的とした施設で、1997年に開館した。元々、当館設置計画の検討の中で位置づけられた施設であり、2004年の当館開館に伴いその構成施設の一つとなった。

開館から20年近くが経過し、体験メニューの固定化、体験者数の低迷などの課題を克服するため、2015年度には「古代生活体験館魅力増進検討委員会」を設置した。新メニューの開発やスタンプラリーの導入など、体験館の活性化を図るアイデア等について検討を行った。

古代復元住居再生事業

新規事業として、古代復元住居の茅葺き屋根の改修に着手した。これは、1966（昭和41）年からの風土記の丘整備事業によって設置された古代復元住居の茅葺き屋根の劣化に対し、専門業者に委託するのではなく、地域の技術継承者の協力を得ながら、材料集めから葺き替え作業までを県民参加型のイベントとして実施するものである。

貴重な地域文化と技術を記録し、体験することによって次世代に向けて継承することが目的である。2015年度は、参加者募集に対して40名を超える応募があり、西都市銀鏡地区の方々の協力を得て、茅や檜木の材料集めを行った。

2016年度は実際の茅葺き作業を行い、秋までの完成を目指している。

運営

考古博物館の運営は、館職員のみならず、多くのボランティアスタッフに支えられている。ボランティア協議会事務局であるNPO法人とも連携し、ボランティアスタッフへの研修を継続して実施していく、学芸普及担当職員が講師を担当し各展示会ごとの解説研修や、基礎力向上のための館外研修も行っている。

(東)

2 管理担当

管理総括

管理担当は、予算管理、施設・設備の維持管理、環境整備、総合受付案内、図書室管理、ホール等の貸し出し等の業務運営を行っている。

施設・設備管理

維持管理のための施設・設備の保守業務等は、警備業務、清掃業務、空調自動制御機器保守業務、環境整備業務など年間30項目以上におよぶ契約を外部に委託している。また、開館から12年が経過し、施設・設備の老朽化が顕著となっているが、莫大な経費がかかるため、県営繕課と協議しながら策定している建物保全計画などを活用し、老朽化の進行を遅延させる措置として、小規模な修繕・改修での対応を行っている。平成27年度は主に本館の空調機器の心臓部である空冷チラーの部品修繕及び全館洋式トイレのウォシュレット化を行った。

危機管理

来館者を含めた館内にいる全ての者の安全を確保する目的で、館関係者（職員、NPO、警備・清掃・中央監視スタッフ）が、西都市消防本部職員立ち会いのもと、2月24日に防災総合訓練を実施した。訓練は、地震及び火災発生を想定して、通報・消火・避難誘導及び救出救護訓練を行った。また、訓練に先立って、館職員4名が県消防学校にて、避難誘導・消火における訓練研修に参加し、訓練当日は率先して行動にあたった。

(金丸)

III 利用状況

1 施設利用状況

(1) 入館者数 2015(平成 27)年 4月 1日～2016(平成 28)年 3月 31日

展示室・古代生活体験館	入館者数(人)
常新展示	98,221
(うち特別展・collection gallery展)	(85,535)
古代生活体験館	14,519
計	112,740

(2) 累積入館者数 2004(平成 16)年 4月 17 日～2016(平成 28)年 3月 31 日

展示室・古代生活体験館	入館者数(人)
常新展示	1,304,695
古代生活体験館	212,467
計	1,517,162

(3) 諸事業への参加者数 2015(平成 27)年度

教育普及事業	参加者数(人)
講演会・考古博講座	481
体験・実験講座	85
計	566

(4) ホールの主な利用状況(当館主催事業を除く)

利用目的	利用日
みやざきグリーンツーリズム協議会総会及び研修会	7月14日
みやざき孫育てフォーラム	8月30日
西都・西米良地区中学校英語暗唱、弁論大会	9月29日
文化講演会「記紀編さん1300年世界文化遺産フォーラム」	11月12日～14日
宮崎県社会教育委員研究大会	12月18日
県立学校人権教育担当者研修会	2月16日
九州の神楽シンポジウム2016	2月19日～20日

※ 300名収容のホールは、本来の目的として本館が開催する講演会やシンポジウム、学会等のために使用する施設であるが、本館が使用しない日については、公施設の有効利用の観点から、一般への貸し出しも行っている。

施設等使用料

午前（10:00～12:00） 3,480 円 午後（13:00～17:00） 6,960 円
冷房使用料（1時間あたり） 1,340 円 暖房使用料（1時間あたり） 660 円

* 2014（平成 26）年 4月 1日 使用料改訂
(金丸)

2 資料収集

資料の収集は、博物館における重要な活動の一つである。館の展示や研究に資するため、購入・寄贈・寄託等により資料の収集を行っている。

(1) 考古資料

埴輪破片 807 点

2015（平成 27）年度は、宮崎古墳時代

寄贈品一覧

採集古墳名	埴輪破片数
下北方1号墳(宮崎市)	79点
下北方3号墳(宮崎市)	153点
住吉1号墳(宮崎市)	33点
木花1号墳(宮崎市)	23点
下那珂馬場古墳(宮崎市)	1点
本庄26号墳(てんの塚古墳)(国富町)	129点
本庄29号墳(下長塚古墳)(国富町)	16点
本庄37号墳(上長塚古墳)(国富町)	40点
本庄38号墳(剣ノ塚古墳)(国富町)	4点
本庄39号墳(丸山古墳)(国富町)	16点
藤岡山東陵古墳(国富町)	14点
茶臼原1号墳(児屋根塚古墳)(西都市)	43点
茶臼原2号墳(西都市)	10点
持田62号墳(亀塚古墳)(高鍋町)	49点
川南33号墳(川南町)	153点
高城牧ノ原 1 号墳(都城市)	5点
横瀬大塚古墳 (鹿児島県大崎町) ※横瀬大塚古墳は、古代日向の範囲に含まれる。	39点
合 計	807点

(2) 図書資料

寄贈本は、地方自治体の埋蔵文化財センターや教育委員会発行の報告書関係、博物館等が発行した年報や研究紀要、図録等である。蔵書は 2014 年度まで、29,250 冊（購入 3,622 冊・

研究会より 807 点の埴輪破片の寄贈があった。資料はいずれも県内の古墳にて採集されたものである。資料が採集された古墳の多くは発掘調査がなされておらず、採集埴輪の年代等により古墳築造年代の特定が可能となる点で、非常に高い価値を有している。

今後、館内外での展示会や教育普及活動で活用できると思われる。

寄贈 23,433 冊・移管他 2,195 冊) であったが、2015(同 27) 年度は、寄贈 746 (通常寄贈 688 冊、個人寄贈 58 冊) 冊によって合計 29,996 冊となつた。

(谷口)

3 館内資料利用及び貸出状況

館内資料利用（資料調査等）

利用年月日	所 属	利用資料	利用目的
2015年4月18-19日	広島大学	古人骨(県内)	個人研究 熟覧 写真撮影
2015年4月25-26日	広島大学	古人骨(県内)	個人研究 熟覧 写真撮影
2015年5月22-24日	福岡大学	馬具(県内・西都原古墳群)	個人研究 実測 写真撮影
2015年7月4日	宮崎市教育委員会	甲冑(西都原古墳群)	個人研究 熟覧 写真撮影
2015年7月10日	宮崎市教育委員会	埴輪(県内)	個人研究 実測 写真撮影
2015年8月5-6日	福岡大学	馬具(西都原古墳群)	個人研究 実測 写真撮影
2015年8月18-20日	奈良県立橿原考古学研究所	甲冑(西都原古墳群)	個人研究 熟覧 計測 写真撮影
2015年8月19日	早稲田大学	馬具(県内)	個人研究 熟覧 写真撮影
2015年9月2日	新富町教育委員会	弥生土器(県内)	写真撮影
2015年9月13日	別府大学	旧石器(県内)	個人研究 熟覧 写真撮影
2015年12月3日	別府大学	墨書き土器・硯(県内)	個人研究 熟覧 写真撮影
2015年12月10-11日	奈良県立橿原考古学研究所	甲冑(県内)	個人研究 熟覧 写真撮影
2016年1月19-21日	土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム	古人骨(県内)	個人研究 熟覧 写真撮影
2016年1月19-21日	奈良県立橿原考古学研究所	甲冑(西都原古墳群)	個人研究 熟覧 写真撮影
2016年2月18-19日	大阪大谷大学	埴輪(県内)	個人研究 実測 写真撮影
2016年2月22-26日	長崎大学	古人骨(県内)	個人研究 熟覧 写真撮影

資料等貸出（展示資料・写真・掲載許可）

利用期間・提供年月日	申請者(機関)	利用資料	利用目的
2015年4月15日	株式会社グレイル	写真データ2点(鬼の窟空撮・埴輪子持家レプリカ)	『天皇 祭祀と政の謎』へ掲載
2015年4月21日	国立歴史民俗博物館	申請者撮影写真データ1点(築池92-1号地下式玉)	『歴博』190号「X線で古代ガラスの起源を探る」へ掲載
2015年5月14日	有限会社鉱脈社	写真データ9点(古墳群空撮・男狭穂塚女狭穂塚空撮・男狭穂塚女狭穂塚と鬼の窟空撮・鬼の窟空撮・13号墳内部・博物館外観・展示室男狭穂塚女狭穂塚立体模型・同内陸部と平野部・同ボランティアガイド説明)	Webマガジン「たびらい」九州版へ掲載
2015年5月15-16日	NHK宮崎放送局	古代衣装・石槍模型	ニュース番組で使用
2015年5月29日	大分交通株式会社	写真データ6点(博物館外観・展示室男狭穂塚女狭穂塚立体模型・同内陸部と平野部・同ボランティアガイド説明・同入口スロープ・同両面展示)	募集型企画旅行パンフレットへ掲載
2015年7月9日	株式会社同成社	写真データ2点(男狭穂塚女狭穂塚空撮・同地中レーダー探査図)	『遺跡博物館論』へ掲載
2015年8月20日	株式会社雄山閣	写真転載1点(当館図録『遺物たちの帰郷展』掲載の前田育徳会所蔵穀璧写真)	『稻作文化にみる中国貴州と日本』へ掲載
2015年9月1日	株式会社奈良新聞社	写真データ2点(博物館外観・展示室男狭穂塚女狭穂塚立体模型)	参加者募集ツアーア告知で使用
2015年9月7日-11月30日	宗像市教育委員会	持田24号墳銅鈴・同復元品	特別展「鈴の文化史-ムナカタの考古学5-」で展示

利用期間・提供年月日	申請者(機関)	利用資料	利用目的
2015年9月11日-3月31日(次年度継続)	九州国立博物館	陣内遺跡石棒	平常展「海の路、アジアの路」で展示
2015年9月25日-11月10日	えびの市教育委員会	大萩遺跡玉・同土器・大萩 14 号地下式研磨刀剣・上ノ原 9 号地下式鉄器・同玉・同古人骨・立切 54 号地下式鉄器・旭台 7 号地下式鉄器・島内 69 号地下式糞石	企画展「西諸の重要遺跡と遺物(出土品)展」で展示
2015年10月9日	宮崎日日新聞社文化部	申請者撮影写真データ2点(寺崎遺跡布目瓦・県内墨書き土器)	新聞連載記事へ掲載
2015年10月16日	株式会社グレイル	写真データ2点(鬼の窟空撮・埴輪子持家レプリカ)	『知っておきたい日本の成り立ち古事記と古代史』へ掲載
2015年10月22日	大崎町教育委員会	写真データ 9 点(古墳群空撮・男狭穂塚女狭穂塚空撮・同測量図・埴輪子持家レプリカ・埴輪船レプリカ・女狭穂塚円筒埴輪レプリカ・13 号墳鏡・46 号墳壺・肝付町教育委員会所蔵塚崎 25 号墳土師器)	企画展「列島弧最南端に栄えた古墳文化」で展示
2015年11月13日	有限会社海鳥社	執筆者撮影写真データ 4 点(持田 1 号墳鏡・持田 26 号墳環頭大刀・埴輪船レプリカ・埴輪子持家レプリカ)	『九州の古墳』へ掲載
2015年12月1日	NPO工芸文化研究所	申請者撮影写真データ 1 点(新田場 7 号地下式鉄鎌)	韓国国立公州博物館特別展図録掲載論文「古代日本の象嵌技術」へ掲載
2015年12月25日	株式会社風來堂	写真データ 4 点(鬼の窟空撮・同石室・展示室男狭穂塚女狭穂塚立体模型・同両面展示)	『「古事記」「日本書紀」神話の謎』へ掲載
2016年2月26日	株式会社平凡社地図出版	写真データ 1 点(鬼の窟空撮)	『日本歴史大地图』へ掲載
2016年2月26日	百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議	写真データ 1 点(古墳群空撮)	文化庁提出書類へ掲載
2016年3月4日	株式会社旺文社	申請者撮影写真データ 1 点(展示室の様子)	放送大学教材『博物館教育論』へ掲載
2016年3月15日	西都市教育委員会	写真データ 25 点(県内弥生石斧・同石包丁・同木剣ほか・同土製勾玉・志戸平遺跡鍬と豎杵・大萩遺跡玉・女狭穂塚円筒埴輪レプリカ・埴輪子持家レプリカ・埴輪船レプリカ(アングル 2 つ)・13 号墳空撮・111 号墳玉・169 号墳甲冑形埴輪・同家形埴輪・同冑形埴輪・171 号墳空撮・同鰐付壺形埴輪・同短甲形埴輪・202 号墳空撮・鬼の窟石室・西都原 4 号地下式発見時玄室・同平成調査・同玄室・同短甲集合・同金銅製品)	『西都市史 通史編』へ掲載

IV 事業報告

1 特別展、企画展、その他の展示

(1) 企画展 I 「文字が伝えたもの～宮崎県出土考古資料にみる文字と心～」

期間：2015(平成 27)年 4月 25 日(土)～
6月 21 日(日)

期間中入館者数：17,926 人

展示資料：333 点うち重要文化財 1 点

主に宮崎県内から出土した文字に関する考古資料を紹介し、文字が伝えたものとは何かを考える機会とした。重要文化財「銅印 児湯郡印」は、開館時に借用して以来、11 年ぶりの展示が実現した。

展示資料は、弥生時代から近世にわたり、文字との出会いから文字文化の浸透していく過程を跡づけた。特に古代においては、地域社会の人々がどのように文字と出会い、受け入れたかを示すものとして、墨書き土器をはじめ、文字の記された土器を多数紹介した。また、それらの文字が転写を繰り返すうちに、字形が崩れていくケースを提示し、文字が理解されていなかったため、文字そのものが権威の象徴あるいは呪力を持つものとして受け入れられた可能性に触れた。

5月 16 日には、当館 2 階セミナー室において「宮崎県出土考古資料にみる文字」と題し、宮崎産業経営大学教授の柴田博子氏を招聘して講座を実施した(参加者 73 人)。児湯郡印、木簡、墨書き土器という 3 つのテーマに沿って、企画展の内容にも触れつつ、古代出土文字資料研究の最新成果を解説頂いた。

(堀田)

(2) 特別展「生目・西都原・新田原～日向における古墳時代の首長墓系譜を読む～」

期間：2015(平成 27)年 7 月 18 日(土)～
9月 13 日(日)

期間中入館者数：16,945 人

展示資料：246 点

日本の古墳時代は、列島の各地で特定の人物のために巨大な墳墓が造営されたという点において、東アジア世界の中でも特異な時代であったと位置づけられている。さらに九州では、広い地域を束ねた首長の墳墓と目される墳長 120 m 以上の前方後円墳のほとんどが日向に集中しており、古代国家形成の過程で日向の首長が重要な役割を担っていたと考えられる。

今回の特別展では、古代日向の主要な古墳群である生目古墳群(宮崎市)、西都原古墳群(西都市)、新田原古墳群(新富町)に焦点をあて、南九州の古墳群にみえる特質や首長墓の変遷とその意味について紹介した。宮崎県および関係市町村が推進している西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群の世界文化遺産登録へ向けた取り組みの一環に位置づけた。

8月 1 日には、当館ホールにおいて「日向における首長墓の動向とその背景」と題し、大阪市立大学准教授の岸本直文氏、宮崎市教育委員会の石村友規氏、新富町教育委員会の樋渡将太郎氏を招聘して講演会を実施した(参加者 110 人)。

また、8月 29 日にも、当館ホールにおいて「墓制からみる南九州の古墳時代」と題し、鹿児島大学准教授の橋本達也氏を招聘して講座を実施した(参加者 95 人)。

(堀田)

(3) 国際交流展「美と技と祈り～台湾原住民の植物利用と南九州人の軽石利用～」

期間：2015(平成 27)年 10 月 3 日(土)～
11月 29 日(日)

期間中入館者数：22,245 人

展示資料：台湾資料 144 件、国内資料 152 件

※台湾新北市立十三行博物館との共同開催

人類は、原始古代から現代まで、自らを取り巻く自然と対峙し、環境を受け容れ、調和し、利用して生きてきた。台湾と南九州に生きた人々もまた、それぞれの自然環境の中で自然と共生し、身近な自然素材を利用して独自の

文化を形作ってきた。展示では、その歴史と文化を理解するとともに、現在に継承された作品を鑑賞する機会とした。

台湾については、台湾原住民族のタイヤル族のカラムシ、カバラン族のバナナシルク、アミ族の樹皮布を取り上げ、現代に復活し継承される、植物利用の優れた手工芸品とともに、それぞれの伝統文化を紹介した。

南九州については、過酷な火山災害の爪痕である一方で、身近な自然素材である軽石の利用を取り上げ、実用品・祭祀用具・建築材等として原始古代から現在に至るまで利用されてきたことを考古学的視点から紹介した。

10月18日には、当館ホールにおいて関連講演会（参加者44人）を催し、台湾新北市立十三行博物館の高麗真氏により、「台湾原住民族とその植物利用」について紹介頂いた。また、藤木が「南九州の軽石利用の歴史と文化」について概説した。

なお、台湾原住民族の衣服試着コーナーをエントランスホールに設置したほか、展示室全体を使ったクイズラリー等も実施した。

（藤木）



台湾原住民族 衣服試着コーナーの様子

（4）企画展II「それは何を運んだのか～古墳時代のフネ・舟・船～」

期間：2016(平成28)年1月16日(土)～
3月21日(月)

期間中入館者数：14,950人

展示資料：80点

昔から主要な移動の手段であった船が古墳時代には何を載せ、どのように運んだの

か、埴輪や古墳の石室に描かれている船の姿からその形や構造を知り、人やモノだけでなく、魂の乗り物であったことを紹介した。また、2005年に実施された西都原出土の船形埴輪をモデルに復元した古代船「海王」で、九州から大阪まで石棺を運んだ「大王のひつぎ実験航海」事業を取り上げ、船の大きさや航海の方法など、航海映像を交えて紹介した。

関連講座（参加者68人）では、「大王のひつぎ実験航海」事業で中心的メンバーの高木恭二氏（現宇土市民会館館長）に事業の経緯と航海の様子を解説して頂いた。

（永友）

（5）その他の展示

collection gallery 展I

「西都原の勾玉は何を語るのか」

期間：2015(平成27)年6月26日(金)～
7月12日(日)

期間中入館者数：3,790人

展示資料：西都原古墳群出土玉類16点

特別展のプレ展示であり、西都原古墳群から出土した勾玉を中心とする各種玉類を取上げた。実資料や大正時代の調査写真や当時のスケッチ等を用い、同玉類の組合せやその変遷が物語る歴史的意味について紹介した。

（藤木）

collection gallery 展II「縄文時代の植物利用～土器に残された編み・織りの技術～」

期間：2015(平成27)年9月15日(火)～
9月26日(土)

期間中入館者数：4,357人

展示資料：県内出土組織痕土器11点、アンギン織機（模型）、編布等

縄文時代には草木の樹皮や纖維を用いて網代や籠、網、編布が作られていたが、植物を材料とした遺物は遺存しにくく製品を見ることは難しい。しかし、九州では縄文晩期の土器に編物や織物の痕跡が残されている。今回

の展示で縄文土器に残された編物や織物の圧痕から当時の編みや織りの技術を紹介した。

(永友)

collection gallery 展III 「船形埴輪に迫る」

期間：2015(平成 27)年 12月 5日(土)～
2016年 1月 11日(月)

期間中入館者数：5,322 人

展示資料：埴輪船（レプリカ）

当館所蔵資料の中から埴輪船を紹介した。全国から出土した船形埴輪の概要や分布例、修復に伴い判明した制作技法、埴輪船の細部の特徴から推測できる船の構造等、多角的な視点から埴輪船への理解を深める機会を提供し、古墳時代の船が人々にとってどのような存在であったかを考える機会を提供した。

(沖野)

collection gallery 展IV 「日向の駒」

期間：2016(平成 28)年 3月 26 日(土)～
4月 17 日(日)

期間中入館者数：9,815 人

展示資料：30 点

本展示会は、次年度 4月から開催する「藻塩焼く～日向の塩の考古学～」のプレ展示として開催した。当館所蔵の馬具の展示、馬に関する記述がある文献、県内馬具出土遺跡、馬埋納土壙の展示を通して、古墳時代に朝鮮半島から馬が伝えられたことによりもたらされた社会や文化の変化を紹介した。

(田中)

2 國際交流事業

当館では、開館以来「交流」をキーワードとして国内外の諸機関と連携を図ってきた。特に開館からの 5 年は「日韓交流展」、6 年目以降は台湾を含めた東アジア規模の「国際交流展」を実施している。

現在は、台湾新北市立十三行博物館と韓国国立羅州博物館の二館と学術文化交流協定を

締結しており、展示会の前提となる共同調査研究や職員の人的交流を行っている。

2015 年度は、4 月に台湾新北市の考古生活フェスティバルに招待を受け、ワークショップでの発表（「西都原考古博物館における文化資産教育の推進」）、イノシシの骨を使ったペンダント作りの体験を行った。

10 月には十三行博物館の館長・営運推広組長が、11 月には韓国国立羅州博物館の学芸研究室長他 2 名が西都原に来訪され、宮崎県内及び福岡県・佐賀県などで共同調査を行った。

10～11 月には、国際交流展「美と技と祈り～台湾原住民の植物利用と南九州人の軽石利用～」を台湾新北市立十三行博物館との共催で実施した。

また、2016 年 1～3 月には、当館の収蔵品のうち古墳時代を中心とする資料を台湾十三行博物館に輸送して、初の海外展示を実施した（「晴天之國 神話之郷 日本宮崎県立西都原考古博物館収蔵文物特展」）。宮崎の自然、神話伝承、そして古墳時代の文化について紹介した。古代衣装の試着なども行い、多くの見学者が来訪されたと報告を受けた（97,599 人）。

(東)

3 教育・普及事業

(1) 考古博講座

期日・聴講者数	演題	講師
5月16日(土) 73人	「宮崎県出土考古資料にみる文字」	宮崎産業経営大学法學部教授 柴田 博子氏
8月29日(土) 95人	「墓制からみる南九州の古墳時代」	鹿児島大学准教授 橋本 達也氏
11月14日(土) 29人	「自然素材を利用した人々」ギャラリートーク	当館 東 憲章 藤木 聰
2月20日(土) 68人	「大王のひつぎ海をゆく」	熊本県宇土市民会館館長 高木 恭二氏
3月5日(土) 26人	「西都原古墳群を歩く」	当館 永友 良典 堀田 孝博

(2) 体験・実験講座

実施日	講座名	参加者数
5月30日(土)	木簡をつくろう	7人
8月22日(土)	人物埴輪をつくろう(1)	17人
8月23日(日)	人物埴輪をつくろう(2)	
9月5日(土)	古代の染色	6人
10月31日(土)	カラムシで布をつくろう	20人
12月19日(土)	古代食をつくろう	22人
1月16日(土)	船形埴輪を野焼きでつくろう(1)	14人
2月13日(土)	船形埴輪を野焼きでつくろう(2)	中止

(3) その他の講座

① 「考古学って楽しい！」（小・中学生対象）

2015(平成27)年7月25日

参加者数：13人

「土偶と埴輪のちがいって？」というテーマで実施した本講座は、まず子供たちに両者の違いについて考えさせた後、写真等の資料で違いを確認させた。その後、土偶や埴輪をそれぞれ一体ずつ粘土で制作した。両者が違う時代のものであり、それぞれの作られた意味にも違いがあることを参加者に理解させることができた。

(田中)

② 「授業に活かせる考古学」（教員対象）

2015(平成27)年7月28日

参加者数 37人

西都市新任教職員研修生31人を含む37人が参加した本講座は、考古博物館の資料を使った授業での活用法について紹介した。受講者からは「博物館資料が社会（歴史）だけでなくいろんな授業に活かせることができた」等の感想があった。

(永友)

(4) 児湯地区理科教育部会との連携

8月2日(日)に県教育委員会が主催し西都児湯地区的学校理科教育部会が開催する、みやざきの科学教育推進事業「科学不思議体験観察教室」に本館が会場、観察素材、人材を提供し本事業を支援した。今回は、宮崎県埋蔵文化財センターの赤崎広志氏を講師に「火山灰から見た宮崎の大地の歴史」と題して、県内で見られるテフラを顕微鏡で観察し、その違いを調べた。

(永友)

(5) 古代生活体験館 体験講座

① 設立・運営の趣旨

古代生活体験館は、西都原考古博物館に先行して1997(平成9)年に設置された。古代人の生活を一部なりとも実体験することをおいて、「自然との共存」「古代人の知恵と工夫」を学ぶとともに、「文化財を大切にする心情や態度」を培うことを目的としている。

② 講座の内容

粘土を用いた土器・埴輪・土鈴・土面づくり、滑石を加工する勾玉づくり、アンギン編みによるコースターづくり、弓錐式の火起こし、ガラスを熱して加工する蜻蛉玉づくりなどの体験講座がある。

③ 利用状況

2015年度は、年間14,519人が体験館を訪れ、それらのうち10,192人が体験活動を行った。

(田中)

4 考古博物館少年団

実施日	活動内容
6月14日(日)	結団式／博物館内見学
7月26日(日)	土器についての学習、土器の完成図づくり
9月13日(日)	土器づくり(1回目)
10月25日(日)	西都古墳祭り準備(勾玉製作練習)
11月8日(日)	西都古墳祭り参加(勾玉製作指導)
12月20日(日)	土器づくり(2回目)
1月24日(日)	土器づくり(3回目)
2月21日(日)	1年の振り返り／解団式



西都古墳まつりでの活動の様子

※団員内訳

本庄小2人、江平小3人、広瀬小2人、新田小1人、山之口小1人、穂北小1人、富田小2人、宮崎西小1人、高鍋東小1人、富高小1人、方財小1人、三財中1人、生目南中1人、妻高1人（合計19人）。

（田中）

5 博物館実習・職場体験・インターンシップ

(1) 学芸員課程博物館実習

学芸員課程を履修している大学生を対象に、希望に応じて実習を受け入れている。

本年度は2人の申し込みがあり、館内諸業務の体験実習、資料取扱の講習・実演、展示作業補助、展示会用掲示物の作成などの実習を行った。

実施期間	学校名	人数
8月19日(水) ～8月30日(日)	国立大学法人 東京学芸大学	1人
3月29日(火) ～4月8日(金)	ユニバーシティー・ カレッジ・ロンドン	1人

(2) 2015(平成27)年度県庁インターンシップ

宮崎県庁が県内の大学生を対象に実施するインターンシップ実習生を受け入れている。本年度は2人の申し込みがあり、館内諸業務の体験実習、古代生活体験館諸業務の体験実習、NPO業務などの実習、学芸業務補助（考古資料データ作成）、講話受講などの実習を行った。

実施期間	学校名	人数
8月19日(水) ～8月30日(日)	国立大学法人 山口大学	1人
	宮崎学園短期大学	1人

(3) 職場体験・インターンシップ

実施期間	学校名・学年	人数
7月2日(木) ～7月3日(金)	西都市立 三納小中学校 2年生	1人
7月9日(木) ～7月10日(金)	西都市立 妻中学校 3年生	2人
12月8日(火) ～12月10日(木)	県立 妻高等学校 1年生	3人

※中学生…職場体験

高校生…インターンシップ

（永友）

6 考古博物館資料整備事業

当館では、収蔵資料である「鉄製品」「古人骨」「その他考古資料（土器・石器等）」の整理、修復、保存処理、データベース登録を行っている。

また、当館では、収蔵庫の燻蒸を行わずにカビや害虫等の発生を防ぐIPMの考え方に基づいた資料管理を実施している。そのため、温湿度管理、ゴミ・ホコリ等の除去、空気を滞留させない等収蔵環境を常にチェックしている。

(1) 鉄製品

古墳時代を中心とした鉄製品は当館収蔵の柱の一つである。当館では、収蔵資料の保存処理、データベース登録を継続的に行っている。

2015年度に国庫補助を受けて保存処理を行ったのは、以下の出土資料計58点である。

- 西都原 111 号墳出土の挂甲（小札）55 点。
- 西都市常心原地下式横穴墓群出土鉄刀、鉄鏃各 1 点。
- えびの市小木原地下式横穴墓群出土鉄鋸 1 点。

このうち、西都原 111 号墳出土の挂甲（小札）55 点については、奈良県立橿原考古学研究所の吉村和昭氏に技術指導を仰ぎながら、当館でクリーニング・脱塩・樹脂含浸・接合・補填（復元）を行った。

西都市常心原地下式横穴墓群出土の鉄刀、鉄鏃、えびの市小木原地下式横穴墓群出土の鉄鋸の 3 点は、株式会社葵文化に委託して保存処理を行った。

（沖野）

（2）古人骨

当館収蔵古人骨については、クリーニング作業やデータベース登録作業を継続的に行っている。

2015(平成 27)年度は、長崎大学大学院医薬学総合研究科医療科学専攻生命医科学講座肉眼形態学分野から、小林市の東二原地下式横穴墓の古人骨 10 件について受け入れた。これは、同大学保管の宮崎県出土古人骨資料を順次、移管するものであり、2005 年 10 月 1 日に覚書を交わしたものである。

その他、鹿児島女子短期大学の竹中正巳教授とともに、西都原古墳群出土及び延岡市の熊野江箱式石棺墓出土の古人骨について再調査した。

（藤木）

（3）その他考古資料（土器・石器等）

西都原 201 号墳、101 号墳、265 号墳の出土遺物の整理作業（水洗・接合・実測）を行った。また、昨年に引き続き西都原古墳群の基礎資料調査事業の一環として、当館の収蔵する西都原古墳群出土土器資料の復元作業（接合・石膏入れ・色塗り）も実施した。このほか、展示資料の修復（接合部のはずれ等）及び展示資料の復元についても隨時行った。

また、土器・石器の収蔵棚整理と資料のデータベース化を目的として、収蔵資料の再チェックとコンテナ内資料の整理を実施した。

（永友）

7 世界遺産調査研究事業

（1）地中探査

地中探査は、発掘調査を行わずに、非破壊的手法で地下の情報を得ることができるものである。

2011(平成 23)年度に完了した地中探査・地下マップ制作事業、2014 年度に完了した西都原古墳群構造解明地中探査事業により、古墳群中心部の探査はほぼ終了した。

本地中探査は、世界文化遺産調査研究事業の一環として古墳群の全体像の解明と保存整備を目指すもので、2015 年度から 3 か年で実施する事業である。地中探査対象地は中間台地上に立地する堂ヶ嶋支群である。本年度に終了した探査面積は、合計 18,180 m² (1.8ha) である。これに伴い、2014 年韓国国立扶余文化財研究所学芸研究士の申淳宇（シン・ジョンウ）氏を招き、堂ヶ嶋支群の地中探査を共同で行うとともに、探査解析の検討もおこなった。

他機関から依頼を受けての探査調査は、次のとおりである。

- 4 月 14 日、同 15 日、県埋蔵文化財センターからの依頼を受けて、妻町清水・西原古墳（百塚原古墳群）の探査を実施。
- 8 月 26 日、宮崎市教委からの依頼を受けて、生目 1 号墳、生目 14 号墳周辺の探査を実施。
- 10 月 28 日、宮崎市教委からの依頼を受けて、下北方 9 号墳の探査を実施。
- 2016 年 1 月 27 日、同 28 日、県埋蔵文化財センターからの依頼を受けて、妻町清水・西原古墳（百塚原古墳群）の探査を実施。
- 3 月 29 日、同 30 日、えびの市教委からの依頼を受けて、島内地下式横穴墓群（真幸村 1 号墳および周辺）の探査を実施。

（沖野）

(2) 古代歴史文化に関する共同調査研究

本研究は、古墳時代の玉を素材とし、古代歴史文化にゆかりの深い14県が互いに連携して、これまでに各県が集積してきた考古学及び古代史の研究成果を基礎に、更に共同調査研究することによって、個々の地域的な研究だけでは見えにくかった日本の大きな古代史の流れを解明することをねらいとする。14県の構成は、埼玉県/石川県/福井県/三重県/兵庫県/奈良県/和歌山県/鳥取県/島根県/岡山県/広島県/福岡県/佐賀県/宮崎県となる。2015～2017年度に共同調査研究の中間報告として毎年度の講演会を開催し、2018(平成30)年度に展覧会を開催する等、全国に向けて成果発信を行う予定である。

2015年度は、研究集会(7月30日～8月1日：島根県松江市内、3月16～18日：福岡市内)や韓国での資料調査等を実施し、成果公開として講演会(11月15日：よみうり大手町ホール(東京都))を開催した。本県では、県内市町村をはじめ関連機関の協力の下、古墳時代の玉の集成や出土遺跡地名表の作成、当館に収蔵される関連資料の図化や関連文献の収集等を進め、その成果の一部について研究集会で報告した。

(藤木)

8 甦れ！古代ロマン復元住居再生事業

(1) 事業概要

西都原考古博物館の一角に位置する古代復元住居は、1966(昭和41)年から開始された「史跡等環境整備計画(風土記の丘整備事業：国庫補助事業)」によって、旧西都原資料館の付属施設として設置されたものである。この風土記の丘整備事業は、歴史的景観の創出を目的としたものであり、古代復元住居も景観の一部として定着している。

しかし設置から半世紀近い歳月が経過し、茅葺き屋根の劣化が著しく、改修が必要な状態となっている。この古代住居の屋根改修作業を、専門業者に委託するのではなく、地域在住の技術の継承者の協力を得て、県民参加

型のイベントとして古代復元住居の改修を2か年で行うこととした。

また、資材の確保から改修までの各工程は詳細な記録を行い、文化と技術の継承のため今後の活用を図る予定である。

(2) 平成27年度活動実績

2015(平成27)年度は、古代住居の改修に向けて必要な材料の準備期間とし、延べ136人の参加者を得て、下記表のとおり計6回の活動を行った。

2016年度は、確保した改修資材を用いて古代復元住居の改修を行う計画である。

(田中)

回	活動	日 時	場 所
1	オリエンテーション	7/26(日)	当館
2	ヒノキ伐採作業 樹皮はがし作業	8/9(日)	西都市 銀鏡
3	茅(かや)場の見学 蔓(かずら)の採集作業	10/11(日)	西都市 銀鏡
4	講座I「古代住居を学ぼう」	11/15(日)	当館
5	茅(かや)刈り作業	11/29(日)	西都市 銀鏡
6	茅(かや)運びだし作業	1/17(日)	西都市 銀鏡



ヒノキの樹皮はぎ作業後の参加者

9 ICT を活用した西都原考古博物館 魅力発信事業

西都原古墳群は、世界文化遺産登録を目指す取組や2020年の東京オリンピック開催にあたり、以前にも増して国内外からの注目度を高める取組が求められている。そのような環境の中で、西都原考古博物館においても、諸外国への情報発信や、外国人旅行者への対応が必要となっている。本事業は、平成26年度地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金をうけ、ICTを活用することによって宮崎県が誇る西都原古墳群の魅力発信と西都原考古博物館の活用増進を図るものである。

本事業では、「SAITO BARU-MUSE-Nav」アプリを開発したことによって、QRコードを利用した情報提供が可能となったことから、日本語表記のみであったホームページや展示室内の情報を英語、中国語、韓国語に翻訳することによって、利用者に4カ国語で情報提供することが可能となった。博物館情報の多言語化に伴い、ホームページをリニューアルすると共に、スマートフォン版ホームページも制作し、より多くの電磁媒体にも対応できることとなった。また、アプリに位置検知ソリューションibeaconを活用した展示室マップ機能をもたらすことにより、展示室内の位置情報を取得できるようになった。アプリには記念撮影機能も搭載し、博物館をより多くの方が利活用でき、今後これらを組み合わせることにより様々な情報提供が可能となった。また、アプリの充実した活用を促すため、無料Wi-Fiも整備した。

(沖野)



「SAITO BARU-MUSE-Nav」と位置情報システム

10 西都原古墳群調査整備活性化事業

本事業は、西都原古墳群における発掘調査・保存整備が果たした学術的・文化的・社会的役割を踏まえつつ、古墳群を保存・継承していくこうとする機運の醸成、歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりなど地域の活性化を促進するもので、2014(平成26)年度に着手した。

2015年度は、101号墳と265号墳の発掘調査を実施し、墳丘の規模や構造の確認を行った。このうち101号墳は、西都原古墳群で2例目となる方墳であることが確定した。墳丘は二段築成で、一段目・二段目ともに葺石が残存しており、埴輪が多数出土した。265号墳では、後円部墳頂にある大正時代の調査坑について再発掘を実施し、調査終了時に埋設されていた碑石が出土したほか、玉類、鉄製武器類の破片も見つかっている。

また、100号墳については、2014年度に着手した再整備を継続し、前方部の盛土・芝張り及び周堀の砂利敷きを実施した。

なお、これらの概要については、『発掘調査・保存整備概要報告書(XVIII)』としてまとめた(2016年3月31日発行)。

その他、陵墓参考地(男狭穂塚・女狭穂塚)の周辺において、2014年度に実施した地中レーダー探査の結果に基づき、確認調査を実施した。調査の結果、女狭穂塚の前方部前面側及び後円部北西側で第2周堀(外堀)の端部を検出した。(堀田)

11 特別史跡西都原古墳群保存整備事業

整備が完了している見学施設等の維持管理(酒元ノ上横穴墓群遺構保存覆屋の屋根緑化)や墳丘及びその周辺の除草管理等を行うものである。

古墳等の維持管理は、西都市、県土整備部と連携しながら実施している。古墳の墳丘部分は県教育委員会(但し、国有地は除く)、古墳間の平地は一部を除いて県土整備部が担当している。

このうち除草管理業務は、一般財団法人みやざき公園協会に委託して実施した。(堀田)

12 博物館運営支援業務 (NPO 法人 i さいと)

(1) 概要

『特定非営利活動法人 i さいと』は 2009（平成 21）年度から 7 年間にわたって、運営支援業務に携わってきた。西都原ボランティア協議会の事務局として、ボランティアガイドのコーディネートや研修・講座の企画実施や協議会の事務局運営を行った。また博物館友の会の事務局として会員募集や企画実施を行った。団体受入れに関する業務や古代生活体験館の体験活動における各種運営補助等の業務を行う事により博物館の活動・運営支援に関して多岐にわたる活動を行ってきた。これらは、開館当初からの「博物館（県）」、「ボランティア（西都原ボランティア協議会）」、そして「NPO（i さいと）」の三者が協働して博物館の活動や運営にあたるというコンセプトに基づいたものである。今年度の新たな取り組みとして、展示室のボランティアと古墳群のボランティアの交流会を実施した。西都原古墳群は「フィールドミュージアム」という位置付けで、古墳群と当博物館とは密接な関わりがある。古墳群と博物館を案内するボランティア同士で、情報の共有とその情報の共通性が求められる。ボランティアからも声があつてこの交流会を企画・実施した。

また、ボランティアの研修は、定期研修（展示解説研修、講座、講演会等）の他に、館外研修としてボランティアからの要望も多かった、人吉と大分の古墳や遺跡そして宇佐神宮を巡る研修を実施した。特に大分方面はこれまででも要望はあったものの時間的に厳しく実



館外研修の様子

現が困難であったが、東九州自動車道の開通により実現することができた。

運営支援の一環として、ミュージアムコンサートやミュージアムショップを活用した小規模ワークショップ、各種作品の展示販売会等を開催した。

(2) 運営業務の内容及び成果

①コーディネート業務

運営支援業務の企画作成及び運営

常勤スタッフ 2 名、非常勤スタッフ 2 名を配置して対応し随時運営支援業務を行った。

ボランティアガイドの研修計画や体験館プログラムの作成等の運営支援を行うにあたって、博物館学芸員と緊密に連絡をとりながら当該の支援事業を行った。また、西都原ボランティア協議会事務局の運営に関しては、常勤スタッフ 1 名（状況に応じて増員）が、協議会の世話役会等に参加して、協議会の活動方針作成や会計業務等の支援を行った。

ボランティアガイドの募集（随時）と配置

ボランティア募集に関しては、募集チラシを作成し館内に掲示するとともに、館内外で開催される各種の講演会や講座で案内した。また、当法人や協力団体の主催する各種公共施設やその他の施設で開催される講座等でのチラシを配布した。各種会合（西都原連絡会、西都市ネットワーク協議会等）における活動紹介とボランティア募集の案内を行った。ミュージアムショップにおける活動紹介及びボランティア募集を行った。その他にも、SNS を使っての募集案内やイベント案内と併せてのボランティア募集の案内を行った。その結果、3 名の新規ボランティアを獲得する事ができた。

ボランティアの配置については、各ボランティアの月間活動予定の集約を行った上で、予約状況に応じて日毎の配置を行ってきた。予事務局スタッフも緊急の場合には案内ができるようボランティア同様に研修等に參加した。

ボランティアガイド養成研修

展示解説マニュアル活用講座：7回
ボランティアガイド交流会：2回
体験館補助スタッフ交流会：3回
県外研修：2回（人吉、宇佐・大分）
i さいと自主企画研修：2回

研修・講座は、各展示会の解説に関わる研修をはじめとして、計16回の研修を実施し、3名の新規ボランティアが誕生した。また、2度にわたって県外研修を行った。

事務局運営

常勤スタッフが西都原ボランティア協議会の世話役会等に出席し、会の活動方針や会計等の事務局運営を行った。また、協議会が独自で行う企画や活動にも参加しその運営支援を行った。

運営支援を行うためのボランティアガイド研修計画ならびに体験館プログラム作成等に関しては、博物館学芸員と情報の共有と緊密な連携のもとで連絡調整を行いながら作成し運営を行った。

②博物館友の会会員募集及び企画作成

西都原考古博物館友の会会員募集

友の会会員募集については、まず募集チラシを作成し、館内外の施設での設置や、開催される講演や講座会場での掲示と案内を行った。また、年4回発行している「友の会ニュースレター」の紙面を増やし、博物館職員から寄稿してもらい内容を充実させた。

西都原考古博物館友の会事業

会員特典としてミュージアムショップでの割引販売を引き続き実施した。会員に好評の「友の会ニュースレター」を今年度も作成（年4回）し、研修・講座の案内とともに送付した。

オリジナル年間スケジュール帳の作成と配布

「オリジナル年間スケジュール帳」を作成して配布した。これは、友の会会員だけでなく、ボランティアガイド及び博物館職員、関係者にも配布した。

西都原考古博物館友の会会員研修会の参加

友の会会員特典の一つとして、従来はボランティアだけを対象としていた展示解説研修の枠を広げて、友の会会員への参加案内を引き続き行った。

③団体受付及び団体受入れ計画案の作成

団体受付については、電話等での申込みにより概要を確認し、利用申込書の受領をもって受付受理としている。概要が決定した後にボランティアの配置を行うが、ボランティアから提出された月間活動希望シートに基づいて作成した活動予定カレンダーを参考にして担当ボランティアの配置を行った。ボランティア不足等が発生した場合には事務局が個々のボランティアと連絡を取り調整を行った。場合によっては申込者の意向で博物館学芸員にガイドを依頼する場合もあり、この時も事務局が学芸普及担当と協議のうえで決定した。この結果については団体予約予定表にまとめて毎週の定例会で発表し、館側と情報を共有し、必要に応じて協議を行ってきた。また、事務室のホワイトボードにも予約状況を記入し、確認できるようにしている。

④講座体験活動の運営補助、材料発注及び購入

講座体験活動の運営補助としては、古代生活体験館指導員の補助活動と、活動に関する材料確保等の補助があげられる。また、体験館における日常の業務としては毎日の売上の集計や、月末の在庫材料の数量確認と発注手配を体験館指導員と協議して行い、古代生活体験館担当職員と団体予約状況からの受入れ打合せを行った。

（i さいと 小野）

13 刊行物

(1) 図録 特別展

『生目・西都原・新田原～日向における古墳時代の首長墓系譜を読む～』

2015(平成 27)年 7月 18 日刊行 A5 版 51 頁

生目(宮崎市)、西都原(西都市)、新田原(新富町)の各古墳群は、各時期の代表的な首長墓系譜である。これら 3 つの古墳群の動向をとらえ古代日向の全体像を理解することを目的とした展示会の図録である。

本書では各古墳群の概要に加え、出土遺物・近年の発掘調査の成果、墳丘測量図などによる古墳の形やその規模の比較から古代日向の首長墓系譜の動きをどう読み解くかについて紹介している。

(2) 図録 国際交流展

『美と技と祈り～台湾原住民の植物利用と南九州人の軽石利用～』

2015(平成 27)年 10月 3日刊行 A5版 64 頁

2013 年 12 月に当館と学術文化交流協定を締結した新北市立十三行博物館と共同開催した展示会の図録である。

展示会では台湾と南九州という異なる地域で営まれた自然素材の利用に焦点を当て、台湾の泰雅(タイヤル)族のカラムシ織物、噶瑪蘭(カバラン)族のバナナシルク織物、阿美(アミ)族の樹皮布、南九州の軽石製品について展示を行った。本書では台湾の各部族の概要および布地の製作工程、南九州の遺跡より出土した軽石製品の資料について紹介している。

(3) 『宮崎県立西都原考古博物館紀要』第 12号

2016(平成 28)年 3月刊行 A4 版 95 頁

当館の職員および共同研究者による研究成果の周知を目的として刊行。共同調査報告等 4 本、資料紹介 3 本、地中探査、考古博体験・実験講座、IPM 等成果報告 3 本を所収した。

なお、以下の刊行物(発行:宮崎県教育委員会)については、当館で執筆・編集を行った。

(4) 『特別史跡 西都原古墳群 発掘調査・保存整備概要報告書(XVIII)』

2016(平成 28)年 3月刊行 A4 版 8 頁

宮崎県教育委員会が文化庁の補助を受け、2014(同 26)年度から着手した事業の中で実施した西都原 265 号墳、西都原 101 号墳の発掘調査及び西都原 100 号墳の保存整備についての概要報告書である。

14 各職員の研究・活動等記録

東 憲章(考古学)

1 講演・学会発表等

- ① 「西都原古墳群 日向における首長墓の動向とその背景」平成27年度特別展「生目・西都原・新田原～日向における古墳時代の首長墓系譜を読む～」関連講演会 於：西都原考古博物館 2015(平成27)年8月1日
- ② 特別講演「特別史跡西都原古墳群における地中レーダー探査の実践とGISを利用した地下マップ制作」電磁界理論研究会 於：ANA ホリディインリゾート宮崎 2015(平成27)年10月30日
- ③ 「晴天の国 神話の郷 日本宮崎県立西都原考古博物館収蔵文物特展について」職員・ボランティア研修 於：台湾新北市立十三行博物館 2016(平成28)年1月10日
- ④ 「特別史跡西都原古墳群(宮崎県西都市)の整備について」平成27年度文化財担当者専門研修「遺跡等環境整備課程」 於：奈良文化財研究所 2016(平成28)年1月15日

2 著書・論文等

- ① 「西都原の100年 考古博の10年 そして、次の時代へ」『博物館研究』Vol.50 No.6 日本博物館協会 2015(平成27)年6月
- ② (共著) 平成27年度特別展図録『生目・西都原・新田原 日向における古墳時代の首長墓系譜を読む』宮崎県立西都原考古博物館 2015(平成27)年7月
- ③ 「西都原古墳群」『日向における首長墓の動向とその背景』平成27年度特別展「生目・西都原・新田原～日向における古墳時代の首長墓系譜を読む～」関連講演会発表要旨集 宮崎県立西都原考古博物館 2015(平成27)年8月
- ④ 「小鈴が鈴を鳴らす 宮崎県・持田古墳群27号墳出土の銅鈴」平成27年度秋の特別展図録『鈴の文化史－ムナカタの考古学5－』海の道むなかた館 2015(平成27)年9月
- ⑤ (共著) 平成27年度国際交流展図録『美と技と祈り～台湾原住民の植物利用と南九州人の軽石利用～』宮崎県立西都原考古博物館 2015(平成27)年10月
- ⑥ 「ワクワク博物館めぐり145 宮崎県立西都原考古博物館」『教育旅行』(公財)日本修学旅行協会 2015(平成27)年10月
- ⑦ 「西都原の100年 考古博の10年 そして、次の時代へ」『史跡等の整備・活用の長期的な展開～経年によるソフト・ハードの変化と再生～』平成26年度遺跡整備・活用研究集会報告書 奈良文化財研究所 2015(平成27)年12月
- ⑧ 図録『晴天之國・神話の郷 日本宮崎県立西都原考古博物館収蔵文物特展』台湾新北市立十三行博物館 2016(平成28)年1月
- ⑨ 「歴史探訪 特別史跡西都原古墳群」『忘却の日本史』九州篇03 (株)ドリームキングダム編集部 2016(平成28)年1月
- ⑩ (分担執筆)「古墳時代の西都」『西都市史通史編 上巻』西都市 2016(平成28)年3月
- ⑪ (共著)「地中レーダーでとらえた古墳群の姿～西都市百塚原古墳群第4次・第5次探査～」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第12号 2016(平成28)年3月

3 その他

- ① 宮崎考古学会会員
- ② 九州前方後円墳研究会会員

田中 敏雄(教育普及)

2 著書・論文等

- ① 「考古博物館における実験考古学講座の実践－体験講座「カラムシをつくろう」－」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要第12号』2016(平成28)年3月

堀田 孝博(考古学)

1 講演・学会発表等

- ① 「楽しい考古学～西都原古墳群について学ぼう」平成27年度宮崎市中央公民館前期講座 於：宮崎市中央公民館 2015(平成27)年6月4日

- ② 平成 27 年度歴史シンポジウム「焼き物にみる武士の心」コーディネーター 於：都城市ウェルネス交流プラザ 2015(平成 27) 年 10 月 25 日
- ③ 「宮崎平野部の中世土師器」平成 27 年度宮崎考古学会研究会 於：宮崎市生目の杜遊古館 2016(平成 28) 年 2 月 21 日

2 著書・論文等

- ① (共著・編集) 平成 27 年度特別展図録『生目・西都原・新田原～日向における古墳時代の首長墓系譜を読む～』宮崎県立西都原考古博物館 2015(平成 27) 年 7 月
- ② 「中世日向における威信財としての陶磁器」『平成 27 年度歴史シンポジウム 焼き物にみる武士の心』資料集 都城市教育委員会文化課 2015 (平成 27) 年 10 月
- ③ 「宮崎平野部の中世土師器」『宮崎県央地域の考古資料に関する編年的研究 II』 宮崎考古学会 2016 (平成 28) 年 2 月
- ④ 「西都原古墳群におけるもう一つの古墳番号」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第 12 号 2016(平成 28) 年 3 月
- ⑤ (執筆・編集) 『特別史跡 西都原古墳群 発掘調査・保存整備概要報告書 (XVIII)』宮崎県教育委員会 2016(平成 28) 年 3 月

3 その他

- ① 宮崎考古学会会員
- ② 鹿児島陶磁器研究会会員
- ③ 九州前方後円墳研究会会員
- ④ 平成 27 年度庵川窯跡再調査に係る指導及び協力 2015 (平成 27) 年 12 月～2016 (平成 28) 年 3 月 門川町教育委員会
- ⑤ 市内遺跡発掘調査事業に伴う整理作業指導 2016 (平成 28) 年 2 月 17 日 延岡市教育委員会

藤木 聰 (考古学)

1 講演・学会発表等

- ① 「日本国宮崎県立西都原考古博物館の来館者向け新サービス」2015 博物館実務工作坊 零距離 於：台湾新北市立十三行博物館 2015(平成 27) 年 4 月 24 日
- ② 「古墳時代の玉類 - 宮崎県報告 -」古代歴史文化に関する共同調査研究事業第 2 回研究集会 於：松江テルサ 2015(平成 27) 年 7 月 31 日
- ③ 「美と技と祈り～南九州人の軽石利用～」国際交流展関連講演会「自然と共に生きた人々～台湾と南九州～」於：宮崎県立西都原考古博物館 2015(平成 27) 年 10 月 18 日
- ④ 「日向と東アジア」立命館グローバル・イノベーション研究機構「年縞を軸とした環太平洋文明研究拠点」九州・佐賀シンポジウム 於：アバンセ(佐賀県) 2016(平成 28) 年 1 月 9 日
- ⑤ 「各県の動向：宮崎県」第 11 回九州古代種子研究会福岡大会 於：福岡市博物館 2016(平成 28) 年 2 月 13 日
- ⑥ 「九州における剥片尖頭器の展開」日本学術振興会科学研究助成事業成果報告会公開シンポジウム「東アジアと列島西端の旧石器文化 - 朝鮮半島・九州・南西諸島の対比から -」於：九州歴史資料館 2016(平成 28) 年 2 月 21 日
- ⑦ 「8～9世紀の宮ノ東遺跡における大規模地崩れと復旧」第 64 回埋蔵文化財研究集会「災害と復興の考古学 - 発掘調査現場からの発信 -」於：大手前大学さくら夙川キャンパス 2016(平成 28) 年 3 月 5 日
- ⑧ 「分科会『東アジア世界における日本の玉類』宮崎県報告」古代歴史文化に関する共同調査研究事業第 3 回研究集会 於：福岡県吉塚合同庁舎 2016(平成 28) 年 3 月 17 日

2 著書・論文等

- ① 「日本国宮崎県立西都原考古博物館の来館者向け新サービス」『2015 博物館実務工作坊 零距離』 2015(平成 27) 年 4 月
- ② (共著・編集) 平成 27 年国際交流展図録『美と技と祈り～台湾原住民の植物利用と南九州人の軽石利用～』 2015(平成 27) 年 10 月

- ③ 「1970年代以前における出土種実や圧痕の調査について」『第11回九州古代種子研究会福岡大会発表要旨集』2016(平成28)年2月
- ④ 「九州における剥片尖頭器の展開」『東アジアと列島西端の旧石器文化 - 朝鮮半島・九州・南西諸島の対比から -』2016(平成28)年2月
- ⑤ 「8~9世紀の宮ノ東遺跡における大規模地崩れと復旧」『災害と復興の考古学』第64回埋蔵文化財研究集会発表要旨 2016(平成28)年3月
- ⑥ 「石器に残された柄の装着痕の検討 - 宮崎県川南町番野地における大野寅夫氏採集旧石器 -」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第12号 2016(平成28)年3月
- ⑦ (分担執筆)「弥生時代の西都」『西都市史 通史編 上巻』西都市 2016(平成28)年3月

3 その他

- ① 宮崎考古学会会員
- ② 市内遺跡発掘調査にかかる調査指導 2015(平成27)年7月21・22日 佐世保市教育委員会

永友 良典 (考古学)

1 講演・学会発表等

- ① 「特別展 文化財を守り伝える力～大災害と文化財レスキュー～を担当して」平成27年度宮崎県博物館等協議会総会・第1回研修会 於：宮崎県総合博物館 2015(平成27)年6月5日
- ② 「東日本大震災から5年～陸前高田での文化財レスキュー活動から学ぶ～」平成27年度ふらっと講演会 於：宮崎県立西都原考古博物館 2016(平成28)年3月13日

2 著書・論文等

- ③ 「宮崎市陣ノ内遺跡出土の絵画土器」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第12号 2016(平成28)年3月

3 その他

- ① 宮崎考古学会会員
- ② 駿台史学会会員
- ③ 文化財写真技術研究会会員

沖野 誠 (考古学)

1 講演・学会発表等

- 「別府湾沿岸地域における旧石器時代の様相と編年的予察」日本旧石器学会
於：東北大学片平キャンパス 2015(平成27)年6月21日

2 著書・論文等

- ① (共著) 平成27年度国際交流展図録『美と技と祈り～台湾原住民の植物利用と南九州人の軽石利用～』宮崎県立西都原考古博物館 2015(平成27)年10月
- ② (共著) 「地中レーダーでとらえた古墳群の姿—西都市百塚原古墳群 第4次・第5次探査—」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第12号 2016(平成28)年3月
- ③ 「宮崎県立西都原考古博物館におけるIPM活動—インセクトトラップの成果とその傾向—」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第12号 2016(平成28)年3月
- ④ (共著) 「別府湾沿岸地域における旧石器時代の様相と編年的予察」『九州旧石器』第19号 2015(平成27)年10月
- ⑤ (分担執筆) 「旧石器時代の西都」『西都市史 通史編 上巻』西都市 2016(平成28)年3月
- ⑥ (分担執筆) 「縄文時代の西都」『西都市史 通史編 上巻』西都市 2016(平成28)年3月

3 その他

- ① 宮崎考古学会会員
- ② 日本考古学协会会员

V 関係法規等、その他

1 条例、規則等

県立西都原考古博物館条例

(平成 15 年 9 月 26 日 条例第 42 号)

最終改正 平成 16 年 3 月 26 日条例第 26 号

(設置)

第 1 条 特別史跡西都原古墳群の保存及び活用を図り、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 18 条及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項の規定に基づき、県立西都原考古博物館（以下「西都原考古博物館」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 西都原考古博物館は、次の表の左欄に掲げる施設をもって構成し、その位置は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置
考古博物館	西都市大字三宅字西都原西 5670 番
西都原古代生活体験館	同

(事業)

第 3 条 西都原考古博物館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 考古及び歴史に関する資料（以下「博物館資料」という。）の収集、保管及び展示に関する事業
- (2) 博物館資料に関する展覧会、講習会、研究会等の開催に関する事業
- (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関する事業
- (4) 古代の生活様式、技術等の体験に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、西都原考古博物館の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第 4 条 西都原考古博物館に、館長その他必要な職員を置く。

(使用料)

第 5 条 西都原考古博物館の施設又は設備を利用しようとする者は、別に条例で定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、西都原考古博物館の管理及び運営に関し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附則（抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、平成 16 年 4 月 17 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条の表に規定する考古博物館に係る第 1 条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成 16 年 4 月 16 日までの間においては、同条中「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 18 条及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項」とあるのは、「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 18 条」とする。

附則（平成 16 年 3 月 26 日 条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

県立西都原考古博物館管理規則

(平成 15 年 10 月 31 日 教育委員会規則第 15 号)

最終改正 平成 23 年 7 月 21 日 教育委員会規則第 6 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、県立西都原考古博物館条例（平成 15 年宮崎県条例第 42 号）第 6 条の規定に基づき、県立西都原考古博物館（以下「西都原考古博物館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 所掌事務及び職制

(所掌事務)

第 2 条 西都原考古博物館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の人事、給与及び服務に関する事。
- (2) 予算の執行及び決算に関する事。
- (3) 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- (4) 公印の管守に関する事。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する事。

- (6) 宮崎県博物館協議会に関すること（西都原考古博物館の運営に関するに限る。ただし、委員の任免を除く。）。
- (7) 考古及び歴史に関する資料（以下「博物館資料」という。）の収集、整理、保管、修理及び展示に関すること。
- (8) 博物館資料に関する標本、模写、模型、写真、文献、図表、フィルム等の作成に関すること。
- (9) 博物館資料の利用及び展示品の解説並びにその指導に関すること。
- (10) 展覧会、講習会、体験講座及び研究会等を主催し、並びにその開催を援助すること。
- (11) 博物館資料の専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (12) 西都原古墳群の専門的な調査研究及び整備に関すること。
- (13) 他の博物館、学校その他の関係機関との協力及び情報交換に関すること。
- (14) 博物館資料の寄贈及び寄託に関すること。
- (15) その他西都原考古博物館の管理運営に関すること。

（職及び職務）

第3条 西都原考古博物館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
館長	館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副館長	館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、その職務を代行する。
学芸員	上司の命を受けて、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他専門的事項を処理する。
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。
主任主事	上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。
主事	上司の命を受けて、事務に従事する。
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。
主任技師	上司の命を受けて、複雑な技術に従事する。
技師	上司の命を受けて、技術に従事する。

2 前項に規定する職のほか、西都原考古博物館に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
参考事	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
副参考事	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
主幹	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
副主幹	上司の命を受けて、その相当高度の専門的業務に従事し、又は西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
主査	上司の命を受けて、専門的業務に従事する。

3 第1項に規定する館長の職は、非常勤とすることができます。

（その他の職）

第4条 前条に規定する職のほか、西都原考古博物館に、必要に応じ、その他の職員の職として、技術員を置く。

2 技術員は、上司の命を受けて、技能又は労務に従事する。

第5条 削除

第3章 開館等

（開館時間等）

第6条 西都原考古博物館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。

2 ホールの開館時間は、前項の規定にかかわらず、午前10時から午後5時までとする。

3 展示室の入室時間は、午前10時から午後5時30分までとする。

4 館長は、必要と認めるときは、臨時に前3項の開館時間又は入室時間を変更することが出来る。

(休館日)

第7条 西都原考古博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。）
- (2) 休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日に当たるときを除く。）
- (3) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで
- (4) 特別整理期間（あらかじめ、館長が定めて公示する期間）

2 館長は、必要があると認めるときは、臨時に前項各号に掲げる休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。
(入館制限等)

第8条 館長は、西都原考古博物館の管理運営上支障があるとき、その他入館しようとする者が次に掲げる行為をするおそれがあると認められるときは、入館を制限し、又は拒絶することができる。

- (1) 西都原考古博物館における秩序又は風紀を乱す行為
- (2) めいてい等により公衆に迷惑をかける行為

2 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる行為をしないこと。
- (2) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる行為をしないこと。
- (3) 許可なく展示品に触れたり、写真撮影、模写等をしないこと。
- (4) 指定する場所以外において喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) その他関係条例、規則及び西都原考古博物館の係員の指示に従うこと。

3 館長は、入館者が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

第4章 施設の使用

(使用許可)

第9条 次の表の左欄に掲げる施設又は設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、同表の右欄に掲げる提出期限までに施設等使用許可申請書（別記様式第1号）を館長に提出して、使用許可を受けなければならぬ。ただし、館長が必要と認めるときは、提出期限を変更することができる。

施設等	提出期限
ホール及びホール設備	使用前の2日前の日

2 使用許可は、施設等使用許可書（別記様式第2号）により行うものとする。

3 館長は、西都原考古博物館の管理運営上支障があるとき、その他使用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可しないものとする。

- (1) 施設等使用許可申請書の内容に偽りがあるとき。
- (2) 営利を主たる目的とするとき。
- (3) 西都原考古博物館における秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。

4 館長は、必要があるときは、使用許可に条件を付けることができる。

(変更の許可)

第10条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可の内容を変更しようとするときは、施設等使用変更許可申請書（別記様式第3号）を館長に提出して、使用変更許可を受けなければならぬ。

2 使用変更許可は、施設等使用変更許可書（別記様式第4号）により行うものとする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による使用変更許可について準用する。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、第8条第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された使用の目的又は条件に違反しないこと。
- (2) 施設等を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(使用後の検査)

第12条 使用者は、使用を終了したときは、自己の負担において直ちに施設等を原状に回復しなければならぬ。

2 前項の規定により施設等を原状に回復した者は、直ちに館長に報告して検査を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 館長は、使用者が第9条第3項の各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第11条の規定に違反すると認めたときは、使用許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による使用許可の取消し又は使用中止の場合に準用する。

3 第1項の規定による使用許可の取消し又は使用中止によって使用者に損害が生じても、県は、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

第5章 使用料の還付等

(使用許可の取消しの申出)

第14条 使用者は、使用許可の取消しの申出をするときは、施設等使用許可取消申出書（別記様式第5号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の施設等使用許可取消申出書の提出があったときは、当該許可を取消し、その旨を申出者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第15条 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号。以下「使用料条例」という。）別表第1に定める西都原考古博物館使用料に係る使用料条例第5条第3号に規定する使用前とは、使用日の前日以前とする。

2 使用料条例第5条ただし書の規定により使用料を還付する場合の当該還付の額は、既納使用料の全額とする。

3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（別記様式第6号）を館長に提出しなければならない。

第6章 博物館資料の利用

(博物館資料の館内利用)

第16条 図書資料は、館内の所定の場所において利用することができる。

2 博物館資料（図書資料を除く。）を学術の研究のため特に利用しようとする者は、博物館資料館内利用承認申請書（別記様式第7号）を館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の博物館資料館内利用を承認したときは、申請者に博物館資料館内利用承認書（別記様式第8号）を交付するものとする。

(図書資料の複写)

第17条 図書資料の複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定に基づき、利用者の調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分について行うものとする。

2 図書資料の複写を依頼しようとする者は、図書資料複写申込書（別記様式第9号）を館長に提出しなければならない。

3 次に掲げる図書資料は複写しないものとする。

(1) 技術的に複写が困難な図書資料

(2) 複写することによって損傷のおそれのある図書資料

(3) 前2号に掲げるもののほか、館長が複写することを不適当と認めた図書資料

4 複写物の利用による著作権法上の責任は、当該複写物の提供を受けた者が負うものとする。

17条の2 前条の規定により、図書資料の複写を依頼しようとする者は、当該図書資料の複写に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の図書資料の複写に要する経費は、次の表に定める額とし、同費用は前納しなければならない。

区分	単位	金額
電子複写（単色のもの）	複写1面につき	10円

(博物館資料の館外利用)

第18条 博物館資料の館外貸出しを受けようとする者は、博物館資料館外貸出承認申請書（別記様式第10号）を館長に提出しなければならない。

2 博物館資料の館外貸出しを受けることのできるものは、次のとおりとする。

(1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣又は都道府県教育委員会が指定した博物館に相当する施設

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

(3) 市町村立の歴史民俗資料館等で県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定めるもの

(4) その他教育長が適当と認めるもの

3 第1項の館外貸出しの期間は、30日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、これを延長することができる。

4 館長は、館外貸出しを決定したときは、申請者に博物館資料館外貸出承認書（別記様式第11号）を交付するものとする。

5 館長は、西都原考古博物館の都合により必要と認めるときは、前項に規定する館外貸出しの期間中であっても、博物館資料の返還を求めることができる。

(弁償)

第19条 入館者、使用者又は利用者（第16条から前条までに規定する博物館資料の利用を受ける者をいう。）が、博物館資料、設備若しくは備品を亡失し、破損し、又は汚損したときは、館長の指示に従い、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

第7章 寄贈及び寄託

(博物館資料の寄贈及び寄託)

第20条 博物館資料を寄贈又は寄託しようとする者は、博物館資料寄贈寄託申込書（別記様式第12号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の寄贈又は寄託の引受けを決定したときは、寄贈者又は寄託者に博物館資料寄贈寄託受領書（別記様式第13号）を交付するものとする。

3 寄託を受けた博物館資料は、西都原考古博物館所蔵の資料と同一の取扱いをするものとする。ただし、天災その他不可抗力によって生ずる損害については、賠償の責めを負わないものとする。

4 寄託を受けた博物館資料は、寄託者の申請又は西都原考古博物館の都合により返却することができる。

第8章 雜則 (博物館資料の選定及び評価)

第21条 博物館資料の選定及び評価をするに当たっては、埋蔵文化財価格評価員に関する規程(昭和44年3月15日 文化庁長官裁定)に準じ、原則として学識経験者の意見を徴するものとする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、西都原考古博物館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第6条第1項、第2項及び第3項の規定は、平成16年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第5項の規定については、この規則の施行の日から、平成16年4月16日までの間においては、同項中「前4項」とあるのは「前項」とし、「入室時間」とあるのは「入館時間」とする。

3 第7条第1項及び第8条第1項の規定の適用については、この規則の施行の日から、平成16年4月16日までの間においては、同項中「西都原考古博物館」とあるのは「西都原古代生活体験館」とする。

附則(平成23年7月21日 教育委員会規則第6号)

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

県立西都原考古博物館 施設利用取扱要綱

(平成17年12月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立西都原考古博物館管理規則(平成16年宮崎県教育委員会規則 第15号、以下「規則」という。)

第22条の規定により県立西都原考古博物館(以下「博物館」という。)の取り扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において施設利用とは、規則第4章に規定する施設以外の利用をいう。

(施設利用承認)

第3条 館長は、次に掲げるものに、必要な条件を付して施設利用を承認するものとする。

(1) 教育、学術又は文化に関する事業の用に供することを目的とする国・地方公共団体及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条に規定する教育機関

(2) その他館長が特に必要があると認めるもの

2 施設を利用しようとするものは、「施設利用承認申請書」(様式第1号)に利用計画書を添付し利用期日の10日前までに提出しなければならない。

3 施設の利用承認は、「施設利用承認書」(様式第2号)を交付し、「施設利用受付台帳」(様式第3号)に記録する。

(利用時間)

第4条 利用時間は、原則として午前10時00分から午後5時30分とする。但し休館日は除く。

(利用の制限)

第5条 館長は、承認を行うにあたり、次の各号の1に該当しないと認める場合に承認するものとする。

(1) 申請書の内容に偽りがあると認められるもの

(2) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるもの

(3) 火気の使用(但し、館長の許可を受けた場合を除く)及び営利活動に該当すると認められるもの

(4) その他利用が適当でないと認められるもの

(利用者の遵守事項)

第6条 利用を承認されたものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 承認された利用の目的又は条件に違反しないこと

(2) 施設を利用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと

2 前項の規程に反する行為があるものについては利用を取り消し、又は中止させることができる。

3 取り消し等によって利用者に損害が生じても、県はその損害の賠償責任は負わないものとする。また、盜難、事故等についても一切責任は負わない。

(利用の場所)

第7条 利用は、館長が指定した場所で行うものとする。

(利用後の検査)

第8条 利用者は、利用後自己の負担において直ちに現状に回復しなければならない。

2 前項の規程により現状に回復した者は、直ちに館長に報告して検査を受けなければならない。

(利用に要する費用)

第9条 利用に要する費用は、利用した者が負担するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事務処理に関し必要な事項は、館長が別に定める。

付則

この要綱は、平成 17 年 12 月 1 日から適用する。

宮崎県教育関係使用料及び手数料徴収条例

(平成 13 年 3 月 29 日条例第 23 号)

改正 平成 14 年 3 月 27 日条例第 19 号
平成 15 年 9 月 26 日条例第 42 号
平成 16 年 3 月 26 日条例第 20 号
平成 17 年 3 月 29 日条例第 38 号
平成 17 年 7 月 22 日条例第 62 号
平成 18 年 3 月 29 日条例第 38 号
平成 18 年 10 月 1 日条例第 63 号
平成 19 年 3 月 16 日条例第 26 号
平成 19 年 12 月 26 日条例第 64 号
平成 21 年 3 月 25 日条例第 21 号
平成 22 年 6 月 25 日条例第 33 号
平成 26 年 3 月 26 日条例第 36 号

教育関係使用料及び手数料徴収条例をここに公布する。

教育関係使用料及び手数料徴収条例

教育関係使用料及び手数料徴収条例（昭和 25 年宮崎県条例第 50 号）の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 225 条の規定に基づく使用料及び同法第 227 条の規定に基づく手数料で宮崎県教育委員会の所管に属するものの徴収については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料)

第 2 条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。

ただし、教育関係の公の施設に関する条例（昭和 39 年宮崎県条例第 36 号）第 6 条第 1 項の規定により、教育関係の公の施設を管理する指定管理者が、当該教育関係の公の施設の利用料金を收受している場合は、この限りではない。

(1) 教育関係の公の施設に関する条例別表第 1に掲げる高等学校（以下「県立高等学校」という。）

及び中等教育学校（以下「県立中等教育学校」という。）授業料及び科目履修料

(2) 教育関係の公の施設に関する条例別表第 1に掲げる学校（以下「県立学校」という。）

県立学校体育施設照明施設使用料

(3) 宮崎県体育館 体育館使用料

(4) 宮崎県ライフル射撃競技場 ライフル射撃競技場使用料

(5) 宮崎県総合博物館 総合博物館観覧料及び総合博物館使用料

(6) 県立西都原考古博物館 西都原考古博物館使用料

(7) 県立美術館 美術館観覧料及び美術館使用料

(8) 宮崎県青島少年自然の家、宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎県御池少年自然の家少年自然の家使用料

2 前項各号に掲げる使用料の金額その他その徴収に関する事項については、それぞれ別表第 1 に定めるとおりとする。

一部改正 [平成 16 年条例 20 号・17 年 38 号・62 号・22 年 33 号・26 年 36 号]

(手数料)

第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第 2 項において〔申請等〕といふ。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。

(1) 県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に合格した者の入学 高等学校入学科

(2) 県立中等教育学校の前期課程修了者の後期課程への進級 中等教育学校進級手数料

(3) 県立高等学校の通信制の課程に合格した者の入学 通信教育入学科

(4) 教育関係の公の施設に関する条例別表第 1に掲げる中学校（以下「県立中学校」といふ。）、県立高等学校若しくは県立中等教育学校の入学者選抜若しくは転学のためにする試験の実施又は県立高等学校の転籍のためにする試験の実施入学者選抜等手数料

(5) 県立学校における在学証明書、成績証明書、卒業証明書又は単位修得証明書の交付学校諸証明交付手数料

(6) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 5 条第 6 項の規定に基づく免許状の授与、同法第 5 条の 2 条第 3 項の規定に基づく特別支援教育療育（以下「領域」といふ。）の追加を定め、当該免許状の授与に関する証明又は同法第 15 条の規定に基づく免許状の書換若しくは再交付教育 職員免許状授与等手数料

(7) 教育職員免許法第 6 条第 1 項の規定に基づく教育職員検定（以下「教育職員検定」といふ。）の実施教育職員検定手数料

(8) 教育職員免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づく免許状の有効期間の更新、同条第 5 項の規定に基づく免許状の有効期間の延長、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 98 号。以下「改正法」といふ。）附則第 2 条第 2 項の規定に基づく免許状更新講習の修了確認、同条第 3 項第 3 号の規定に基づく確認、同条第 4 号の規定に基づく免許状更新講習の修了確認期限の延期若しくは教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号）附則第 10 条第 1 項の規定に基づく免許状更新講習の免除認定（以下「免

許状の更新等」という。) 又は免許状更新等に関する証明 教育職員免許状更新等手数料

(9) 県立美術館において行う宮崎県美術展への出品 宮崎県美術展出品手数料

(10) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第1項の規定に基づく古式銃砲の規定に基づく登録証の再交付 銃砲刀剣類登録等手数料

(11) 銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づく美術品として価値のある刀剣類の制作の承認の申請に対する審査美術刀剣類製作承認申請手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。

2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。

(1) 高等学校入学料 入学の時

(2) 中等教育学校進級手数料 後期課程進級の時

(3) 通信教育入学料 入学の時

(4) 入学者選抜等手数料 願書提出の時

(5) 宮崎劍美術展出品手数料 作品搬入の時

3 第1項各号に掲げる手数料の金額その他その徴収に関する事項(前項に定めるものを除く。)については、それぞれ別表第2に定めるとおりとする。

一部改正〔平成16年条例20号・17号38号・18年32号・63号・19年26号・21年21号〕

(減免)

第4条 知事は、公益上必要があると認める場合又は特別の事情があると認める場合には、使用料又は手数料を減免することができる。

(不還付の原則)

第5条 既納の使用料及び手数料は、還付しない。ただし、使用料で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 使用者の責めに帰すことのできない理由により使用できない場合

(2) 宮崎県教育委員会の都合により使用許可を取り消した場合

(3) 使用前に使用許可の取消しの申出があり、その申出に基づいて宮崎県教育委員会が使用許可を取り消した場合

(罰則)

第6条 詐欺その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、使用料及び手数料の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等に係る使用料及び手数料について適用し、同日前に行われた申請等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則については、なお従前の例による。

4 別表第1の1の項の規定の適用については、平成13年度においては同項中「111,600円」とあるのは「109,200円」と、「30,000円」とあるのは「29,280円」と、「1,500円」となるのは「1,460円」と、「3,350円」とあるのは「3,280円」とし、平成14年度においては同項中「111,600円」とあるのは「110,400円」と、「30,000円」とあるのは「29,760円」と、「1,500円」とあるのは「1,480円」と、「3,350円」とあるのは「3,320円」とする。

(教育関係の公の施設に関する条例の一部改正)

5 教育関係の公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附則(平成14年3月27日条例第19号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附則(平成15年9月26日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。(後略)

附則(平成16年3月26日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の8の項の改正規定(「体育館」の下に「(宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎剣御池少年自然の家に限る。)」を加える部分に限る。)交付の日

(2) 第2条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に1号を加える改正規定、第3条第1項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に1号を加える改正規定、別表第1の8の項を同表の9の項とし、同表中7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項の次に6の項を加える改正規定及び別表第2中12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、同表の9の項中「20円」を「10円」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の8の項の次に9の項を加える改正

規定（同表の9の項中「20円」を「10円」に改める部分を除く。）平成16年4月17日
(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1の1の項の規定の適用については、平成16年度においては同項中「115,200円」とあるのは「112,800円」と、「3,460円」とあるのは「3,390円」と、「1,560円」とあるのは「1,520円」と、「31,200円」とあるのは「30,480円」とし、平成17年度においては同項中「115,200円」とあるのは「114,000円」と、「3,460円」とあるのは「3,420円」と、「1,560円」とあるのは「1,540円」と、「31,200円」とあるのは「30,960円」とする。

附則（平成17年3月29日条例第38号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成17年7月22日条例第62号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成18年3月29日条例第32号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成18年10月1日条例第63号）

この条例は、平成19年1月1日から施行する。ただし、別表第1の5の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附則（平成19年3月16日条例第26号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1の1の項の規定の適用については、平成19年度においては同項中「118,800円」となるのは「116,400円」と、「3,570円」とあるのは「3,500円」と、「1,620円」とあるのは「1,580円」とし、平成20年度においては同項中「118,800円」とあるのは「117,600円」と、「3,570円」とあるのは「3,540円」と、「1,620円」とあるのは「1,600」とする。

附則（平成19年12月26日条例第64号）

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成19年12月規則第87号で、同19年12月26日から施行)

附則（平成21年3月25日条例第21号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成22年6月25日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成26年3月26日条例第36号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の公立高等学校（同条第2項に規定する高等学校をいう。）に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）より一部抜粋

使用料	区分		単位	金額	納期
6 西都原考古博物館	ホール	午前	3,480円	使用許可の時	
		午後	6,960円		
	ホール設備	冷房設備	1時間につき	1,340円	使用終了の時
		暖房設備	同	660円	
	音声ガイド	1台1回につき	440円	使用前	

備考

- 「午前」とは午前10時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時までをいう。
- 時間超過の場合は、超過時間1時間につき、午前の使用料にあっては当該使用料の額に2分の1を乗じて得た額を、午後の使用料にあっては当該使用料の額に4分の1を乗じて得た額を加算する。
- 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。

2 各種様式

別紙

役員名簿

法人名：		役職名	(氏姓)	性別	生年月日
住所	電話番号			男・女	明治・大正・昭和・平成
申請者 生年月日	性別（男・女）			男・女	年　月　日
より、次のとおり申請します。	法人にあつては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名			男・女	明治・大正・昭和・平成
使用目的	行事の内容			男・女	年　月　日
使用責任者 生年月日	住所 氏名			男・女	明治・大正・昭和・平成
ホール使用期間	ホール設備（冷暖房）使用期間			男・女	年　月　日
年　月　日 年　月　日	時から 時まで	年　月　日 年　月　日	時から 時まで	男・女	明治・大正・昭和・平成
年　月　日 年　月　日	時から 時まで	年　月　日 年　月　日	時から 時まで	男・女	明治・大正・昭和・平成
年　月　日 年　月　日	時から 時まで	年　月　日 年　月　日	時から 時まで	男・女	明治・大正・昭和・平成
備考				男・女	明治・大正・昭和・平成

(注) 1 使用料の納期は、ホール使用料は使用許可の時、ホール設備（冷暖房）使用料は使用終了の時となります。

2 申請者が法人にあつては、別紙「役員名簿」を提出してください。

(注) 1 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。

(注) 2 この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

施設等使用許可申請書		年　月　日
県立西都原考古博物館長 殿	申告者 生年月日	住所 電話番号
県立西都原考古博物館の施設を使用したいので、県立西都原考古博物館管理規則第9条第1項の規定に	性別（男・女）	性別（男・女）
より、次のとおり申請します。	年　月　日	年　月　日
使用目的	行事の内容	ホール設備（冷暖房）使用期間
使用責任者 生年月日	住所 氏名	年　月　日 年　月　日
年　月　日 年　月　日	時から 時まで	年　月　日 年　月　日
年　月　日 年　月　日	時から 時まで	年　月　日 年　月　日
年　月　日 年　月　日	時から 時まで	年　月　日 年　月　日
備考		

様式第3号(第10条関係)

号 目

印

年 月 日付けで申請のあつた県立西都原考古博物館の施設の使用については、次のとおり

使 用 の 目 的	行事の名称	
	行事の内容	
使 用 責 任 者	住 所	
	氏 名	
	ホール使用期間	ホール設備 (冷暖房) 使用期間
年 月 日	時から 時まで	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
年 月 日	時から 時まで	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
年 月 日	時から 時まで	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
年 月 日	時から 時まで	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
		ホール設備 (冷暖房) 使用料
使 用 料 計		円
使 用 条 件		円

(注) 使用料金の納期は、ホール使用料とは使用許可の時、ホール設備(冷暖房)は使用終了の時となります。

添付書類 施設等使用許可書の写し

書請申更麥可許用使設施

日 月 年

殿長館博物考古原都西立県

名 住 所 話 所

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

たので、県立西都原考古博物館管理規則第10条第1項の規定により、次とおり申請します。
年 月 日付け第 号で許可があつた県立西都原考古博物館の施設の使用を変更し

変更の内容	変更前	変更後	変更の理由	備考

施設等使用変更許可書

文書番号
年月日

県立西都原考古博物館長

印

様

施設等使用許可取消申出書

年月日

申請者
住所
電話
氏名

法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び各拠点ご代表者の氏名

年月日付けて申請があつた県立西都原考古博物館の施設の使用の変更については、次のとおり許可します。

変更の内容	変更前	変更後	変更の理由	備考

年月日付けて第号で許可があつた県立西都原考古博物館管理規則第14条第1項の規定により、使用許可の取消しの申出をします。	
取消しの申出をする理由	
	備考

- 添付書類
 1 施設等使用許可書
 2 许可を受けている場合にあつては、施設等使用変更許可書

使用料還付請求書

年月日

県立西都原考古博物館長 殿

申請者	住所
氏名	電話

法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

年月日付け第号で許可のあつた県立西都原考古博物館の施設の使用料の還付
を受けたいので、県立西都原考古博物館管理規則第15条第3項の規定により、次のとおり請求します。

還付請求理由

貯納の使用料	納付日	年月日
	納付額	円
還付請求額		円
備考		

添付書類

- 1 書面により許可の取消しがあつた場合においては、当該書面
- 2 使用料を納付していることを証する書面

振込先金融機関名	銀行	支店
預金の種類	普通	当座
振込口座番号	フリガナ	口座名義

博物館資料館内利用承認申請書

年月日

県立西都原考古博物館長 殿

申請者	住所
氏名	電話

法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

次とのおり博物館資料を館内利用したいので、県立西都原考古博物館管理規則第16条第1項の規定に
より申請します。

館内利用目的			
博物館資料の名称	形	状	数
			量
			備考

博物館資料館内利用承認書

年月日

様

県立西都原考古博物館長印

年月日付けで申請のあつた博物館資料の館内利用については、次のとおり承認します。

館内利用目的	複写目的		
博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考
利 用 時			
利 用 場 所			
利 用 の 方 法			
そ の 他 条 件			

図書資料複写申込書

年月日

県立西都原考古博物館長 殿

申請者
住 所
電 話
氏 名法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

複写目的	図書資料名	複写箇所

(注) 1 図書資料の複写は、著作権法(昭和45年法律第48号)の規定に抵触しない限りにおいて行います。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

博物館資料館外貸出承認申請書

年月日 様

年月日

県立西都原考古博物館長 殿

申請者 住所 電話
氏名

法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

次のことおり博物館資料の館外貸出しを受けたので、県立西都原考古博物館管理規則第18条第1項の規定により申請します。

館外貸出目的			
博物館資料の名称	形	状	数
	量	備考	量
貸出期間			
保管場所			
資料運搬方法			
撮影の有無			

博物館資料館外貸出承認書

年月日

県立西都原考古博物館長

印

年月日付けで申請のあつた博物館資料の館外貸出しについては、次のとおり承認します。

館外貸出目的	博物館資料の名称	形	状	数	備考

博物館資料寄贈寄託申込書

博物館資料寄贈寄託受領書

年 月 日

県立西都原考古博物館長 殿

申請者 住所
電話 氏名

法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

次の目録に記載の博物館資料を貴殿より確かに寄贈（寄託）を受けました。

次の目録に記載の博物館資料を貴殿に寄贈（寄託）したいので、県立西都原考古博物館管理規則第20条第1項の規定により申請します。

目録				
博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考	

様

博物館資料寄贈寄託受領書

次の目録に記載の博物館資料を貴殿より確かに寄贈（寄託）を受けました。

目録				
博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考	

目録				
博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考	

年 月 日

県立西都原考古博物館長

印

施設利用承認申請書

県立西都原考古博物館長 殿

平成 年 月 日

住 所 _____

申請者 団体名
(代表者)氏名
印

電 話()

施設を利用したいので、次のとおり申請します。

行事の名称
利用目的 (事業計画書等添付)
利用期間 平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
利用区分 A・エントランスホール B・セミナー室 C・展望ラウンジ D・廊下の壁面(本館) E・休憩館 F・体験ステージ G・その他
利用予定者数 主催者数()人 参加者数()人 合計()人
チラシ配布・看板 設置 する しない (図案、計画書等添付)
利用承認条件 1 利用の目的に違反しないこと。 2 開始前及び終了後は館長へ必ず報告し、終了後は検査を受け原状に回復すること。 3 展示、建物に影響を及ぼす行為をしないこと。 4 公の秩序又は風紀を乱し公衆に迷惑をかける行為をしないこと。 5 火気の使用及び営利活動をしないこと。 6 指定する場所以外での喫煙、飲食はしないこと。 7 監視員を必要とする場合は利用者が手配し配置すること。 8 看板、チラシ、照明器具を設置するときは館長の許可を得て設置すること。 9 不測の事態が生じたときは直ちに館長へ報告すること。 10 館長は、利用者が規定に反すると認められたときは利用を取消し又は中止させることができます。 11 取消し等によって利用者に損害が生じても県はその損害の賠償責任を負わない。 12 その他(別紙のとおり)

施設利用承認書

平成 年 月 日

団体・代表者名

様

県立西都原考古博物館長 印

平成 年 月 日付けで申請のおつた施設の利用については、次のとおり承認します。

行事の名称	施
利用期間 平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで	時 分から 時 分まで
利用区分 A・エントランスホール B・セミナー室 C・展望ラウンジ D・廊下の壁面(本館) E・休憩館 F・体験ステージ G・その他	A・エントランスホール B・セミナー室 C・展望ラウンジ D・廊下の壁面(本館) E・休憩館 F・体験ステージ G・その他
利用予定者数 主催者数()人 参加者数()人 合計()人	主催者数()人 参加者数()人 合計()人
1 利用の目的に違反しないこと。 2 開始前及び終了後は館長へ必ず報告し、終了後は検査を受け原状に回復すること。 3 展示、建物に影響を及ぼす行為をしないこと。 4 公の秩序又は風紀を乱し公衆に迷惑をかける行為をしないこと。 5 火気の使用及び営利活動をしないこと。 6 指定する場所以外での喫煙、飲食はしないこと。 7 監視員を必要とする場合は利用者が手配し配置すること。 8 看板、チラシ、照明器具を設置するときは館長の許可を得て設置すること。 9 不測の事態が生じたときは直ちに館長へ報告すること。 10 館長は、利用者が規定に反すると認められたときは利用を取消し又は中止させることができます。 11 取消し等によって利用者に損害が生じても県はその損害の賠償責任を負わない。 12 その他(別紙のとおり)	1 利用の目的に違反しないこと。 2 開始前及び終了後は館長へ必ず報告し、終了後は検査を受け原状に回復すること。 3 展示、建物に影響を及ぼす行為をしないこと。 4 公の秩序又は風紀を乱し公衆に迷惑をかける行為をしないこと。 5 火気の使用及び営利活動をしないこと。 6 指定する場所以外での喫煙、飲食はしないこと。 7 監視員を必要とする場合は利用者が手配し配置すること。 8 看板、チラシ、照明器具を設置するときは館長へ報告すること。 9 不測の事態が生じたときは直ちに館長へ報告すること。 10 館長は、利用者が規定に反すると認められたときは利用を取消し又は中止させることができます。 11 取消し等によって利用者に損害が生じても県はその損害の賠償責任を負わない。 12 その他(別紙のとおり)

承認番号	第 号
------	-----

樣式第3号

施設利用受付台帳(年度)

区分	A・エントランスホール D・廊下の正面	B・セミナー室 F・体験館	C・展望ラウンジ G・その他
備考	県立西都原考古博物館		

3 利用案内

開館時間 • 午前 10 時から午後 6 時まで（展示室への入室は午後 5 時 30 分まで）

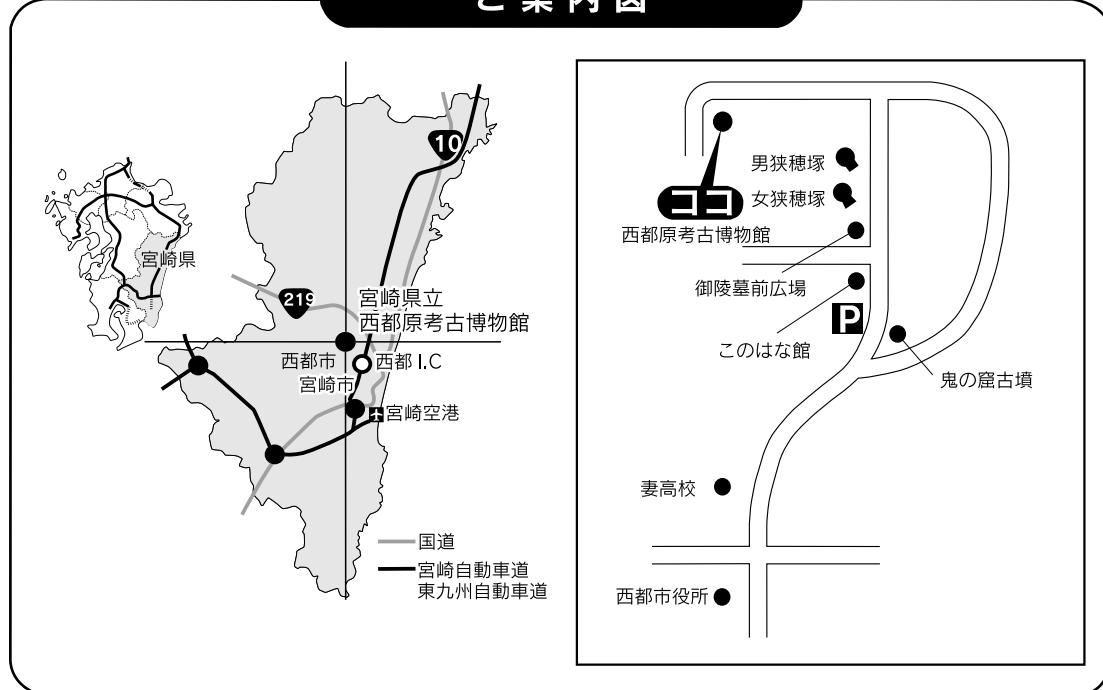
休 館 日 • 月曜日（国民の祝日と重なる時は翌日）
年末年始（12月 28 日から 1 月 4 日まで）
祝日の翌日（土曜日、日曜日または休日に当たるときを除く）

入 館 料 • 無料

交 通 • 車 ／宮崎市より国道 219 号線経由約 40 分
東九州自動車道西都 I C から約 10 分
• バス／宮交シティより「西都原考古博物館前」行きもしくは、「西都原」行き
乗車約 70 分
「西都バスセンター」経由「西都原考古博物館前」で下車
(「西都バスセンター」からタクシーで約 10 分)

所在地等 • 〒 881-0005 宮崎県西都市大字三宅字西都原西 5670 番
T E L : 0983-41-0041 ／ F A X : 0983-41-0051
<http://saito-muse.pref.miyazaki.jp>

ご案内図





Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture



2015(平成27)年度

宮崎県立西都原考古博物館年報

Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture

2016年 6月

編集・発行：宮崎県立西都原考古博物館

〒881-0005 宮崎県西都市大字三宅字西都原西5670番

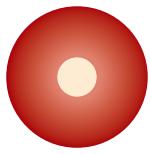
TEL:0983-41-0041 FAX:0983-41-0051

<http://saito-muse.pref.miyazaki.jp/>

印 刷：藤屋印刷株式会社

〒883-0045 宮崎県日向市本町7-15

TEL:0982-52-7171 FAX:0982-56-1208



Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture

西都原
考古
博物館